

## 1. 函館市環境モニター制度

函館市環境モニター制度は、市民の皆さんの環境問題に対する意見や要望、取り組み事例などを環境施策に反映し、より良い環境づくりをめざすため2000(平成12)年度に創設した制度です。

なお、環境モニターについては、人材の確保が難しくなっているほか、世代についても偏った状況にあることから、今後は幅広い世代のより多くの意見を聞くため、1000人規模の定期的なアンケートへ移行することとし、2020(令和2)年3月31日をもって当該制度は廃止しました。

### ○ 環境モニターの仕事

アンケート調査への協力	環境目標の達成度を評価するための基本となる定期アンケート調査や各種意識調査への協力
環境モニター報告	本市の環境施策の立案などの参考となるような、積極的かつ建設的な意見や要望,あるいは,体験や見聞などの報告
広報活動や啓発活動への協力	各種イベントや講演会・研修会への参加や友人・知人などへの周知協力

○ 環境モニター委員の任期：2018(平成30)年6月1日～2020(令和2)年3月31日)

○ 環境モニター委員数：84人(2020(令和2)年3月31日現在)

### (1) アンケート調査

2019(令和元)年度は、第5章で示した環境基本計画の進捗状況の指標としての定期アンケート調査を実施しました。

定期アンケート調査については、本編第5章1(2)に記載しています。

### (2) 環境モニター報告

2019(令和元)年度は、2名の環境モニター委員から4件の報告がありました。

分野別の件数は下表のとおりです。

モニター報告 報告内容の分野別内訳

区 分	平成30年度	令和元年度
地球環境に関すること		
空気に関すること		
水に関すること	1	
音・振動に関すること		
化学物質や健康に関すること		
自然環境に関すること		
公園などの緑化,親水空間等に関すること	1	1
町並みに関すること		1
廃棄物に関すること	6	1
環境教育・学習,意識啓発,イベント等に関すること	1	
その他		1
計	9	4

※ このほかに環境関係以外のご意見等もいただいております。

## 【モニター報告の概要】

## 《公園などの緑化，親水空間に関すること》

- ◆ 亀田川の中・上流区域の河川部がメチャクチャ。雑草と雑木が生え放題で，河川とはいえない。
  - 回答（土木部）：亀田川につきましては，北海道が管理している二級河川となっており，草刈りについては，場所により回数は異なりますが，管理用通路脇などを亀田川沿いの町会などの協力もいただきながら，年に1回から3回実施しているところであります。
- また，亀田川の中・上流区域における河道内樹木については，北海道としても現状を把握しており，河川の阻害要因となる樹木の伐採が必要と考え，優先順位を決め順次伐採を行っているとお聞きしております。
- 市といたしましても，機会を捉えて，北海道に対して現状をお伝えしながら，草刈りをはじめ河川環境の整備についてお願いしているところでありますが，引き続き要請してまいりたいと考えております。

## 《廃棄物に関すること》

- ◆ 家庭用廃棄物が3種類しかないのは少ない。
- 廃棄物の中で，缶・ビン・ペットボトルの分離も多くのかかるので，家庭でやらせるべき。分離した缶，ビン，プラスチック，ペットボトルは工場で粉碎し，リサイクルの原料として売却すべき。
- 回答（環境部）：函館市の家庭ごみの分別区分は，「燃やせるごみ」，「燃やせないごみ」，「缶・びん・ペットボトル」，「プラスチック容器包装」，「粗大ごみ」および「乾電池」の6区分となっております。
- 「缶・びん・ペットボトル」につきましては，函館市リサイクルセンターへ，「プラスチック容器包装」につきましては，函館プラスチック処理センターにそれぞれ運ばれ，一連の処理を行い，再商品化事業者へ引き渡しをしております。
- それぞれの処理工程では，両施設とも異物除去などの一部とリサイクルセンターではペットボトルの仕分けを手作業により行いますが，処理は主に機械で行うことができ，ご家庭でのご負担をなるべくお掛けしないよう一袋で排出することを想定した施設となっております。
- 一方，分別区分を増やした場合，収集車両や収集作業員を増やす必要が見込まれるとともに，現在の戸別収集方式の収集体制をステーション収集方式への変更について検討しなければならない可能性もあるほか，経費についてもさらに多くの費用が必要となることが考えられます。
- このようなことから，現行の分別区分において，さらなる適正分別の徹底を図り，リサイクル量の増加や，売却による歳入の確保を図りたいと考えております。
- なお，資源ごみの売却については，すでに実施済で平成30年度の資源ごみの売却による歳入は，下記のとおりです。
- |         |           |
|---------|-----------|
| ・アルミ缶   | 35,098 千円 |
| ・スチール缶  | 6,126 千円  |
| ・ペットボトル | 5,248 千円  |

## 《町並みに関すること》

- ◆ 西部地区は別だが、他の一般住居地域の道路や街路樹の根元付近の雑草は何だ。26万人都市の景観とはいえない。

市で常時雑草取りをするのは大変だから、町会と付近の住民に環境整備を呼びかけたらどうだろうか。

- 回答（土木部）：国道5号線などの国道につきましては北海道開発局、通称産業道路と呼ばれております道道函館上磯線などの道道につきましては北海道で管理している道路となっており、それぞれの機関に、機会を捉えて、状況をお伝えしております。

また、市道の草刈りにつきましては、都市計画道路など主要な308路線において、春と秋の年2回程度、実施しているところでございますが、財源の問題もあり、生活道路までは手が廻らない現状でございます。

このことから、これまでも町会との懇談時等の際に、草刈りの協力依頼を行ってきたところでございますが、今後も引き続き協力をいただければ幸いです。

## 《その他》

- ◆ 昨年度から、日吉町にあるフットボールパーク付近の道路整備がなされた。近所に居住する者にとっては、環境が整備され快適に過ごすことができる。

しかし、その道路状況を見ると、たくさんの防護柵が設置され、整備された広い道路が現在2車線通行となっている。新外環状道路が完成すれば、柵は撤去され4車線になるのかもしれないが、山の手温泉方面への道路はすぐに2車線になり、走行環境が整備されたと思われない。

また、花園町や湯川方面へ走行する交差点付近には、アパートが建っていて、ラサール校への直線道路では、電柱が邪魔になって狭くなっているような、変則的な交差点になっている。

フットボールパーク横の道路が、冬期間に道路工事を実施されたが、2車線のため、長時間渋滞が続いた。

以上のような状況から、事業計画に不備があったのではないかとと思われる。

- 回答（土木部）：ご報告のありました「フットボールパーク付近の道路整備状況」につきましては、地域高規格道路・函館新外環状道路の日吉インターチェンジの整備工事によるものであり、現在、本事業は2020年度の供用開始に向けて、国土交通省・北海道・函館市が連携し、高規格道路本線とインターチェンジに接続する道路の整備工事を鋭意進めている状況となっております。

本工事の施工にあたりましては、従前の道路の切り替えや仮道の設置など複雑な工事行程を経て進められていることから、長期間にわたり、道路利用者と付近住民の方々にはご迷惑をおかけすることとなっておりますが、今後、インターチェンジの供用開始まで事業を推進する必要がありますので、ご報告のありました事項につきましても、慎重かつ細心の注意を払いながら、計画的に道路環境の整備を進めてまいりたいと考えております。

## 2. 環境保全に関する支援制度など

制度名	制度の概要	問い合わせ先
函館市市民協働モデル事業	内容：市民が主体となって行政と協働で取り組む事業に助成 なお、講演会、研修会およびイベント等の開催を主たる目的とする事業を除くなど除外項目があります。 補助対象者：市内に事務所等を有しており、1年以上継続して活動し、5人以上の構成員で組織している団体 など 補助対象経費：補助対象事業に直接要する経費（団体運営経費、食糧費等は除く） 補助金額：補助対象経費の2分の1を補助 事業1件につき50万円以内	企画部企画管理課 Tel.21-3621
合併処理浄化槽設置資金助成制度	《補助制度》 助成対象：下水道認可区域以外にあり、申請者自らが居住する専用住宅で、浄化槽の処理対象規模が10人槽以下等 補助限度額：5人槽 469,000円 6・7人槽 588,000円 8～10人槽 784,000円 《融資あっせん制度》 融資限度額 ・住宅の新築による場合 500,000円 ・住宅の改築による場合 1,000,000円 融資期間等 5年以内、均等分割月賦返済、無利子	環境部環境推進課 Tel.51-0798
函館市資源回収推進奨励金	対象：集団資源回収団体へ奨励金を支給 奨励金：回収量に応じて年2回(9月、3月)支給 支給単価：3円/kg(スチール缶、アルミ缶、ビール・ジュースプラスチック箱を除く)	環境部環境推進課 Tel.51-0798
函館市ごみ減量・再資源化優良店等認定制度	対象：小売店・事業所 認定要件：包装の簡素化や資源物の店頭回収等、取り組み事項11項目のうち2項目以上実施していること 認定等：認定証、ステッカーの交付、広報紙・ホームページなどへの掲載によるPR	環境部環境推進課 Tel.51-0798
函館市中小企業融資制度「産業活性化資金」	融資対象：環境保全施設の設置、改善等 貸付限度額：2億円 利率：年1.30%以内 貸付期間：15年以内	経済部経済企画課 Tel.21-3312
保存樹木等助成金	制度概要：保存樹木等の保存費用の一部を助成 助成内容：保存樹木 2,000円/本 保存樹林 5円/m <sup>2</sup> 生垣 57円/m	土木部公園河川管理課 Tel.21-3431
景観アドバイス制度	制度概要：都市景観条例による届出等の前に、景観アドバイザーが都市景観の形成に関する技術的アドバイスを行う 申込方法：随時 費用：無料	都市建設部まちづくり景観課 Tel.21-3388
景観協定に係る助成	制度概要：景観協定として認定したものに対し、景観形成活動に要する経費の一部を助成 助成内容：年間10万円以下で5年を限度	都市建設部まちづくり景観課 Tel.21-3388
景観形成市民団体に係る助成	制度概要：景観形成市民団体として認定した団体に対し、景観形成活動に要する経費の一部を助成 助成内容：年間10万円以下で5年を限度	都市建設部まちづくり景観課 Tel.21-3388
景観形成住宅等建築奨励金	制度概要：都市景観形成地域(伝統的建造物群保存地区を除く)内の公道に面する場所において、新築、購入または改修する場合、それが函館らしい歴史的な景観に配慮していると認められるときは、建物の外観にかかる経費について、奨励金を支給 奨励金の額：1物件につき対象経費の40%以内の額で200万円を限度	都市建設部まちづくり景観課 Tel.21-3388

制度名	制度の概要	問い合わせ先
西部地区歴史的町並み保全事業	<p>制度概要: 伝統的建造物群保存地区内の保存, 指定建造物等の保全・保存に対する助成など</p> <p>助成内容: 伝統的建造物群保存地区保存事業</p> <p>管理: 防災設備などに要する経費の1/2以内で100万円を限度</p> <p>修理: 外観の修理などに要する経費の4/5以内で600万円を限度</p> <p>修景: 一般建築物を伝統的建造物風にするために要する経費の2/3以内で500万円を限度</p> <p>復旧: 環境物件の復旧に要する経費の2/3以内で200万円を限度</p> <p>景観形成指定建築物等保全事業</p> <p>対象経費の4/5以内で600万円を限度</p> <p>指定建造物等活用支援事業補助</p> <p>防寒改修, 防災設備設置経費等に100万円を限度</p> <p>指定建造物等取得資金利子補給</p> <p>指定建造物等の取得等を目的としての金融機関からの融資に対して利子補給を行う</p>	都市建設部まちづくり景観課 Tel21-3388
空家等対策支援補助金 (空家解体費補助)	<p>制度概要: 倒壊や建築部材などが飛散する恐れのある危険な空家の解体工事にかかる費用の一部を補助</p> <p>助成内容: 解体に要する費用の2分の1以内で30万円を限度</p>	都市建設部都市整備課 Tel21-3358
函館市住宅リフォーム補助制度	<p>環境負荷が少なく, かつ安全・安心な住まいの実現を支援するため, 既存住宅のバリアフリー化・断熱化・耐震化を行う工事費の一部を補助する。</p> <p>補助対象者: 市内に自らが所有し, かつ居住(居住予定を含む)する住宅を改修する方</p> <p>補助対象住宅: 一戸建て住宅, 店舗等併用住宅, 長屋, 共同住宅 ※工事内容により補助対象とならない場合あり。</p> <p>施工業者の要件: 次のいずれかの事業者が施工する工事に限る。</p> <p>①市内に本店を置く事業者(別途要件あり)</p> <p>②改修工事を行おうとする住宅を建築した事業者</p> <p>補助対象工事: ①バリアフリー改修工事 ②断熱改修工事 ③耐震改修工事</p> <p>補助金額: 補助対象額の20%以内で上限20万円 ※耐震改修工事が含まれる場合は上限40万円</p>	都市建設部住宅課 Tel21-3385
水洗便所改造等資金	<p>貸付対象: 個人所有住宅に限るなどの条件あり</p> <p>貸付限度額: 大便器1基につき46万円以内。自家・借家および貸家・アパートの所有者は8基相当分(368万円)まで</p> <p>利子: 無利子</p> <p>返済方法: 40月以内の月賦返済</p>	企業局管理部料金課 Tel27-4132
緑化の推進	<p>沿道花いっぱい運動, 花と緑のパートナー事業などにより, 苗木や花の苗の無料配布などを行う</p>	函館市住宅都市施設公社 Tel40-3605

## 3. 環境関連業務の担当課

部	課	主な業務内容
企画部	企画管理課 (21-3621)	市民団体などの情報提供や活動支援
	政策推進課 (21-3625)	公共交通の利用促進
市民部	市民・男女共同参画課 (21-3139)	町会館建設の補助, 街路灯設置の補助
	くらし安心課 (21-3189)	消費者行政の推進
	交通安全課 (21-3190)	違法駐車防止
保健福祉部	保健所生活衛生課 (32-1521)	畜舎などの指導 空き地の適正管理 食品の放射性物質検査
環境部	環境総務課 (51-0758)	環境保全に係る企画および総合調整, 地球温暖化対策
	環境推進課 (56-6694) (51-0798)	一般廃棄物処理の計画および調査研究 一般廃棄物の減量化および再資源化の推進 ごみの散乱防止などの環境美化および啓発 浄化槽の適正な維持管理の指導等 合併処理浄化槽設置資金助成
	環境対策課 (51-3348) (51-0740)	公害関係法令等に基づく届出, 規制および指導 公害の調査測定および苦情に関すること 廃棄物処理業等の許可および認可 廃棄物処理業者の指導監督 産業廃棄物の排出指導等
	清掃事業課 (51-5163) (51-3029)	ごみの収集 し尿の収集
	日乃出クリーンセンター (56-3819)	ごみの焼却処理や処理施設の整備 し尿の処理
	埋立処分場 (56-0641)	ごみ埋立処分施設の維持管理 リサイクルセンターの維持管理 恵山クリーンセンターの維持管理など
経済部	経済企画課 (21-3312)	産業活性化資金
	工業振興課 (21-3316)	工場の緑化 新エネルギーの利用促進
観光部	観光企画課 (21-3396)	夜景の保全
農林水産部	水産課 (21-3335)	漁場環境の保全
	農務課 (21-3342)	亀尾ふれあいの里および市民菜園の管理 農薬の適正使用や畜舎などの指導
	農林整備課 (21-3050)	市有林の適正な管理
土木部	道路管理課 (21-3414)	道路等の維持管理
	道路建設課 (21-3422)	道路の整備
	公園河川管理課 (21-3436)	公園, 緑地等の施設管理, 河川等の維持管理および緑化の推進
	公園河川整備課 (21-3425)	公園, 緑地, 河川等の整備
都市建設部	まちづくり景観課 (21-3355)	都市景観の形成 伝統的建造物群保存地区の保存, 屋外広告物の許可等
	都市計画課 (21-3360)	都市計画の総合的な企画および調整
	住宅課 (21-3382)	住宅の計画および調整
	都市整備課 (21-3395)	土地区画整理事業の推進 開発行為の許可や指導
	建築課 (21-3372)	建築工事の設計, 検査等
	建築行政課 (21-3391)	建築物の規制や指導 市街地再開発の推進
港湾空港部	港湾課 (21-3490)	港湾整備や海岸保全
	港湾空港振興課 (21-3439)	空港周辺の騒音対策や環境整備
教育委員会	生涯学習部 生涯学習文化課 (21-3444)	生涯学習における環境学習
	文化財課 (21-3456)	文化財の保護や遺跡調査
企業局	学校教育部 教育指導課 (21-3557)	小中学校における環境教育
	管理部 料金課 (27-4132)	水洗便所改造等資金の融資
	上下水道部 管路整備室 (27-8762)	公共下水道の整備, 維持管理
	浄水課 (46-3282)	水源かん養林の整備
	交通部 事業課 (32-1730)	電車の利用増対策の推進

## 4. 環境基準および規制基準

## 1. 大気・悪臭関係基準

## [大気汚染に係る環境基準]

物質名	環境上の条件
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること

注) 工業専用地域、車道その他の一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

## [有害大気汚染物質に係る環境基準]

物質名	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> (3μg/m <sup>3</sup> )以下であること
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m <sup>3</sup> (130μg/m <sup>3</sup> )以下であること
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> (200μg/m <sup>3</sup> )以下であること
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> (150μg/m <sup>3</sup> )以下であること

注) 工業専用地域、車道その他の一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

## [ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準]

媒体	環境基準
大気	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
水質	1pg-TEQ/l以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下
土壌	1,000pg-TEQ/g以下

注) 1. 基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。

2. 大気及び水質の基準値は、年間平均値とする。

3. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合(簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合)には、必要な調査を実施することとする。

4. 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他の一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

5. 水質の汚濁に係る環境基準は、公共用水域および地下水について適用する。(水底の底質を除く)

6. 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。

7. 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

## [ばい煙発生施設に係る規制基準]

## (1) 硫黄酸化物に係る排出基準

「 $q = K \times 10^{-3} \times He^2$ 」により算出された値

注) (2)~(4)に該当する施設に適用

q : 温度0℃、圧力1気圧におけるいおう酸化物の量(m<sup>3</sup>/h)

K : 政令で地域ごとに定める値

(旧函館市域は11.5, 東部4支所管内は17.5)

He : 補正された排出口の高さ(m)

## (2) ばいじんに係る排出基準

## ① ボイラー

(単位:g/Nm<sup>3</sup>)

施設の規模	使用燃料	排出ガス量 (Nm <sup>3</sup> /h)	標準酸 素濃度 (%)	設置年月日			
				~S57.5.31	S57.6.1 ~ S60.9.9	S60.9.10 ~ H2.9.9	H2.9.10~
伝熱面積10m <sup>2</sup> 以上のもの	ガス	4万未満	5	0.10			
	液体燃料	1万~4万	4	0.25			
		1万未満		0.30			
		4万未満		0.40	0.30		
伝熱面積10m <sup>2</sup> 未満で 燃焼能力50l/h以上のもの	ガス	—	—	当分の間適用猶予			
	軽質燃料	—	—	当分の間適用猶予			
	液体燃料	—	4	当分の間適用猶予		0.50	0.30
	固体燃料	—	6	当分の間適用猶予			
燃焼能力50l/h未満で 伝熱面積5~10m <sup>2</sup> のもの	固体燃料	—	—	0.30			

## ②廃棄物焼却炉

(単位:g/Nm<sup>3</sup>)

施設の規模	焼却能力 (t/h)	標準酸素 濃度(%)	設置年月日	
			～H10.6.30	H10.7.1～
火格子面積2m <sup>2</sup> 以上のもの	4以上	12	0.08	0.04
	2～4		0.15	0.08
	2未満		0.25	0.15
火格子面積2m <sup>2</sup> 未満のもの	0.2以上			

## ③ガスタービン

(単位:g/Nm<sup>3</sup>)

常用・非常用の区分	標準酸素 濃度(%)	設置年月日	
		～S57.5.31	S57.6.1～
常用	16	当分の間適用 猶予	0.05
非常用	—	当分の間適用猶予	

## ④ディーゼル機関

(単位:g/Nm<sup>3</sup>)

常用・非常用の区分	標準酸素 濃度(%)	設置年月日	
		～S57.5.31	S57.6.1～
常用	13	当分の間適用 猶予	0.10
非常用	—	当分の間適用猶予	

## (3)窒素酸化物に係る排出基準

## ①ボイラー

(単位:cm<sup>3</sup>/Nm<sup>3</sup>)

施設の規模	使用燃料	排出ガス量 (Nm <sup>3</sup> /h)	標準酸素 濃度 (%)	設置年月日						
				～S48.8.9	S48.8.10 ～ S50.12.9	S50.12.10 ～ S52.6.17	S52.6.18 ～ S58.9.9	S58.9.10 ～ S60.9.9	S60.9.10 ～ H2.9.9	H2.9.10～
伝熱面積10m <sup>2</sup> 以上のもの	ガス	1万～4万	5	150		130				
		1万未満		150						
	液体燃料	1万～4万	4	230		150				
		1万未満		250			180			
固体燃料	5千～4万	6	450	380	350					
	5千未満		480		380	350				
伝熱面積10m <sup>2</sup> 未満で燃焼能力 50l/h以上のもの	軽質燃料	—	—	適用除外						
	液体燃料	—	4	当分の間適用猶予					300	260
	固体燃料	—	6	当分の間適用猶予					350	

## ②廃棄物焼却炉

(単位:cm<sup>3</sup>/Nm<sup>3</sup>)

施設の種類の	排出ガス量 (Nm <sup>3</sup> /h)	標準酸素 濃度(%)	設置年月日		
			～S52.6.17	S52.6.18～ S54.8.9	S54.8.10～
連続炉	4万以上	12	300	250	
	4万未満		300	250	
連続炉以外	4万以上		—	250	

## ③ガスタービン

(単位:cm<sup>3</sup>/Nm<sup>3</sup>)

使用燃料	排出ガス量 (Nm <sup>3</sup> /h)	標準酸素 濃度(%)	設置年月日				
			～S57.5.31	S57.6.1～ S63.1.31	S63.2.1～ H1.7.31	H1.8.1～ H3.1.31	H3.2.1～
ガス	4.5万未満	16	当分の間適用猶予		90	70	
液体燃料	4.5万未満		当分の間適用猶予		120	100	70
非常用	—		当分の間適用猶予				

## ④ディーゼル機関

(単位:cm<sup>3</sup>/Nm<sup>3</sup>)

シリンダー内径 (mm)	標準酸素 濃度(%)	設置年月日				
		～S57.5.31	S57.6.1～ S63.1.31	S63.2.1～ H1.7.31	H1.8.1～ H3.1.31	H3.2.1～
400以上	13	当分の間適用猶予		1600	1400	1200
400未満		当分の間適用猶予		950		
非常用		当分の間適用猶予		950		



## (4)塩化水素

## 廃棄物焼却炉

火格子面積 2m <sup>2</sup> 以上又は焼却能力 200kg/h 以上	700mg/Nm <sup>3</sup>
---	-----------------------

注) 1. 軽質燃料とは、灯油、軽油、A重油をいう

2. ばいじん、窒素酸化物の基準値との比較は、次の式で換算された値を用いる。

$$[\text{換算値}] = \frac{(21 - [\text{標準酸素濃度}(\%)])}{(21 - [\text{排出ガス中の酸素濃度}(\%)])} \times [\text{排出ガス中の濃度}]$$

3. 塩化水素の基準値との比較は次の式で換算された値を用いる。

$$[\text{換算値}] = \frac{9}{(21 - [\text{排出ガス中の酸素濃度}(\%)])} \times [\text{排出ガス中の濃度}]$$

## [指定物質排出施設に係る指定物質抑制基準]

## トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレン

(単位:mg/m<sup>3</sup>)

指定物質排出施設	設置年月日	
	～H9.3.31	H9.4.1～
トリクロロエチレン等による洗浄施設(次号に掲げるものを除く。)であって、トリクロロエチレン等が空気に接する面の面積が3平方メートル以上のもの	500	300
テトラクロロエチレンによるドライクリーニング機であって、処理能力が1回当たり30キログラム以上のもの(密閉式のを除外)		

## [ダイオキシン類大気基準適用施設に係る排出基準]

## 廃棄物焼却炉

(単位:ng-TEQ/m<sup>3</sup>N)

施設の規模	焼却能力 (t/h)	設置年月日	
		～H9.12.1	H9.12.2～
火床面積が 0.5m <sup>2</sup> 以上又は焼却能力が 50kg/h以上のもの	4以上	1	0.1
	2～4	5	1
	2未満	10	5

注)火格子面積が2 m<sup>2</sup>未満かつ焼却能力が200kg/h 未満のもので、H12.1.14 までに設置されたものについては、H9.12.1 までの排出基準を使用する。

## [悪臭に係る規制基準]

## (1)敷地境界における規制基準(A区域)

規制物質	基準値(ppm)	規制物質	基準値(ppm)
アンモニア	1	イソバレルアルデヒド	0.003
メチルメルカプタン	0.002	イソブタノール	0.9
硫化水素	0.02	酢酸エチル	3
硫化メチル	0.01	メチルイソブチルケトン	1
二硫化メチル	0.009	トルエン	10
トリメチルアミン	0.005	スチレン	0.4
アセトアルデヒド	0.05	キシレン	1
プロピオンアルデヒド	0.05	プロピオン酸	0.03
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	ノルマル酪酸	0.001
イソブチルアルデヒド	0.02	ノルマル吉草酸	0.0009
ノルマルパレルアルデヒド	0.009	イソ吉草酸	0.001

## (2)煙突その他の気体排出口における規制基準

「 $q=0.108 \times He^2 \cdot Cm$ 」により悪臭物質ごとに流量を算出

q : 温度0°C, 圧力1気圧の状態における流量(m<sup>3</sup>/時)  
He : 補正された排出口の高さ(m)  
Cm : 敷地境界における規制基準値(ppm)

## (3)排水に係る規制基準

(単位:mg/l)

規制物質	排水量(m <sup>3</sup> /秒)		
	0.001 未満	0.001～0.1	0.1 以上
メチルメルカプタン	0.03	0.007	0.002
硫化水素	0.1	0.02	0.005
硫化メチル	0.3	0.07	0.01
二硫化メチル	0.6	0.1	0.03

## 2. 水質関係基準

### 【水質汚濁に関する環境基準】

#### (1)人の健康の保護に関する項目

物質名	基準値	物質名	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
ひ素	0.01mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下		

注) 1. 基準値は年間平均値。ただし、全シアンに係る基準値については最高値。  
 2. 「検出されないこと」とは、定量限界未満をいう。  
 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

#### (2)生活環境の保全に関する項目

##### ①河川(湖沼を除く)

##### (ア)

類型	基準値					利用目的の適応性
	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/L)	浮遊物質 (SS) (mg/L)	溶存酸素量 (DO) (mg/L)	大腸菌群数 (最確数) (MPN/100mL)	
AA	6.5~8.5	1 以下	25以下	7.5以上	50 以下	水道1級, 自然環境保全, A~Eに掲げるもの
A	6.5~8.5	2 以下	25以下	7.5以上	1,000以下	水道2級, 水産1級, 水浴, B~Eに掲げるもの
B	6.5~8.5	3 以下	25以下	5 以上	5,000以下	水道3級, 水産2級, C~Eに掲げるもの
C	6.5~8.5	5 以下	50以下	5 以上	—	水産3級, 工業用水1級, D~Eに掲げるもの
D	6.0~8.5	8 以下	100以下	2 以上	—	工業用水2級, 農業用水, Eに掲げるもの
E	6.0~8.5	10以下	ごみ等の浮遊を認めず	2 以上	—	工業用水3級, 環境保全

注) 1. 基準値は日間平均値。  
 2. 利用目的の適応性に掲げる用語は、次のとおりである。  
 〈自然環境保全〉自然探勝等の環境保全  
 〈水道1級〉ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 〈水道2級〉沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 〈水道3級〉前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
 〈水産1級〉ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用および水産2級以下の水産生物用  
 〈水産2級〉サケ科魚類、アユ等貧腐水性水域の水産生物用および水産3級の水産生物用  
 〈水産3級〉コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用  
 〈工業用水1級〉沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 〈工業用水2級〉薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
 〈工業用水3級〉特殊の浄水操作を行うもの  
 〈環境保全〉国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

##### (イ)

類型	基準値			水生生物の生息状況の適応性
	全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物A	0.03以下	0.001以下	0.03以下	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域
生物特A	0.03以下	0.0006以下	0.02以下	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域
生物B	0.03以下	0.002以下	0.05以下	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域
生物特B	0.03以下	0.002以下	0.04以下	生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域

注) 基準値は年間平均値。

## ②海域

(ア)

類型	基準値					利用目的の適応性
	水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD) (mg/L)	溶存酸素量 (DO) (mg/L)	n-ヘキサン抽出物質 (油分等) (mg/L)	大腸菌群数 (最確数) (MPN/100mL)	
A	7.8～8.3	2 以下	7.5以上	検出されないこと	1,000以下	水産1級, 水浴, 自然環境保全 B～Cに掲げるもの
B	7.8～8.3	3 以下	5 以上	検出されないこと	—	水産2級, 工業用水 Cに掲げるもの
C	7.0～8.3	8 以下	2 以上	—	—	環境保全

- 注) 1. 基準値は日間平均値。  
 2. 利用目的の適応性に掲げる用語は、次のとおりである。  
 (自然環境保全) 自然探勝等の環境保全  
 (水産1級) マダイ, ブリ, ワカメ等の水産生物用および水産2級の水産生物用  
 (水産2級) ポラ, ノリ等の水産生物用  
 (環境保全) 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

(イ)

類型	基準値		利用目的の適応性
	全窒素(mg/L)	全りん(mg/L)	
I	0.2以下	0.02以下	自然環境保全, II～IVに掲げるもの(水産2種および3種を除く。)
II	0.3以下	0.03以下	水産1種, 水浴, III～IVに掲げるもの(水産2種および3種を除く。)
III	0.6以下	0.05以下	水産2種, IVに掲げるもの(水産3種を除く。)
IV	1以下	0.09以下	水産3種, 工業用水, 生物生息環境保全

- 注) 1. 基準値は年間平均値。  
 2. 利用目的の適応性に掲げる用語は、次のとおりである。  
 (自然環境保全) 自然探勝等の環境保全  
 (水産1種) 底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される  
 (水産2種) 一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される  
 (水産3種) 汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される  
 (生物生息環境保全) 年間を通して底生生物が生息できる限度

(ウ)

類型	基準値(mg/L)			水生生物の生息状況の適応性
	全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物A	0.02以下	0.001以下	0.01以下	水生生物の生息する水域
生物特A	0.01以下	0.0007以下	0.006以下	生物 A の水域のうち, 水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域

注) 基準値は年間平均値。

(エ)

類型	基準値(mg/L)	水生生物の生息状況の適応性
	底質溶存酸素量	
生物1	4.0以下	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保存・再生する水域又は再生段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生できる場を保全・再生する水域
生物2	3.0以下	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き, 水生生物が生息できる場を保存・再生する水域又は再生段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き, 水生生物が再生できる場を保全・再生する水域
生物3	2.0以下	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保存・再生する水域, 再生段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域

- 注) 1. 基準値は日間平均値。  
 2. 底面付近で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

## ③地下水

物質名	基準値	物質名	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
ヒ素	0.01mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/L 以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
クロロエチレン(塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

注) 1. 基準値は年間平均値。ただし、全シアンに係る基準値については最高値。 2. 「検出されないこと」とは、定量限界未満をいう。

## [水質汚濁に係る規制基準]

## (1)一律排水基準

## ①人の健康の保護に関する項目

物質名	許容限度(mg/L)	物質名	許容限度(mg/L)
カドミウムおよびその化合物	0.03	1,1,1-トリクロロエタン	3
シアン化合物	1	1,1,2-トリクロロエタン	0.06
有機りん化合物	1	1,3-ジクロロプロペン	0.02
鉛およびその化合物	0.1	チウラム	0.06
六価クロム化合物	0.5	シマジン	0.03
ヒ素およびその化合物	0.1	チオベンカルブ	0.2
水銀およびアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005	ベンゼン	0.1
アルキル水銀化合物	検出されないこと	セレンおよびその化合物	0.1
PCB	0.003	ほう素及びその化合物	海域以外に排出する場合 10 海域に排出する場合 230
トリクロロエチレン	0.1	ふっ素及びその化合物	海域以外に排出する場合 8 海域に排出する場合 15
テトラクロロエチレン	0.1		
ジクロロメタン	0.2		
四塩化炭素	0.02	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、 亜硝酸性窒素および硝酸性窒素の 合計量 100
1,2-ジクロロエタン	0.04		
1,1-ジクロロエチレン	1	1,4-ジオキサン	0.5
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4		

注) 有機りん化合物は、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトンおよびEPNをいう。

## ②生活環境の保全に関する項目

項目	許容限度(mg/L)	日間平均(mg/L)	項目	許容限度(mg/L)	日間平均(mg/L)
pH	河川・湖沼	5.8~8.6	フェノール類	5	—
	海 域	5.0~9.0	銅	3	—
BOD	160	120	亜鉛	2	—
COD	160	120	溶解性鉄	10	—
SS	200	150	溶解性マンガン	10	—
大腸菌群数		3,000 (個/cm <sup>3</sup> )	クロム	2	—
n-ヘキサン 抽出物質	(鉱油類)	5	窒素	120	60
	(動植物 油脂類)	30	りん	16	8

注) 1. 1日当りの平均的な排水の量が50m<sup>3</sup>以上の工場または事業場に適用される。

2. 「日間平均」による許容限度は、一日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。

3. 海域、湖沼への排水にはCODが、河川への排水にはBODが適用される。

4. 窒素については、函館海域および函館海域に流入する公共用水域への排水に限り適用される。

5. りんについては、函館海域および函館海域に流入する公共用水域または笹流ダム貯水池、新中野ダム貯水池、矢別ダム貯水池および各貯水池に流入する公共用水域への排水に限り適用される。

## (2) 上乗せ排水基準

## ① 函館海域および函館海域に流入する公共用水域

【有害物質】					
対象業種	物質名	許容限度			
全業種 (2,000m <sup>3</sup> /日以上)	カドミウムおよびその化合物	0.01 mg/L			
	シアン化合物	検出されないこと			
	有機りん化合物	検出されないこと			
	六価クロム化合物	0.05 mg/L			
	ひ素およびその化合物	0.05 mg/L			
	水銀およびアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005 mg/L			
【生活環境項目】					
対象業種	項目	C O D (mg/L)		S S (mg/L)	
		許容限度	日間平均	許容限度	日間平均
	水産食料品製造業(20m <sup>3</sup> /日以上 50m <sup>3</sup> /日未満)	1,300	1,000	—	—
	農産保存食料品製造業	120	100	—	—
	魚粉飼料製造業(フィッシュリユブル製造業を含む :20m <sup>3</sup> /日以上 50m <sup>3</sup> /日未満)	780	600	—	—
	カーバイト法アセチレン誘導品製造業	30	20	40	30
	石油精製業	30	20	40	30
	セメント製品製造業	30	20	40	30
	ガス供給業	60	40	70	50
	と畜業	—	—	70	50
	し尿処理施設(し尿浄化槽を除く)	40	30	90	70
	し尿浄化槽(\$46.9.23 以前に設置されたもの)	120	90	—	—
	し尿浄化槽(\$46.9.24 以後に設置されたもの)	40	30	90	70

注) 有機りん化合物…パラチオン, メチルパラチオン, メチルジモン, EPN に限る。

## ② 松倉川水域

対象業種	項目	B O D (mg/L)		S S (mg/L)	
		許容限度	日間平均	許容限度	日間平均
	し尿処理施設(し尿浄化槽を除く)	40	30	90	70

## [海水浴場の水質の判定区分]

区分	ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	C O D	透明度
適	水質AA (不検出 (検出限界2個/100mL))	油膜が認められない	2mg/L 以下	全透 (水深1m以上)
	水質A 100 個/100mL 以下	油膜が認められない	2mg/L 以下	全透 (水深1m以上)
可	水質B 400 個/100mL 以下	常時は油膜が認められない	5mg/L 以下	水深1m未満～ 50cm以上
	水質C 1,000 個/100mL 以下	常時は油膜が認められない	8mg/L 以下	水深1m未満～ 50cm以上
不適	1,000 個/100mL を超えるもの	常時油膜が認められる	8mg/L 超	50cm未満

- 注) 1. ふん便性大腸菌群数, 油膜の有無, CODまたは透明度のいずれかの項目が「不適」であるものを、「不適」な水浴場とする。  
2. 「不適」でない水浴場について, ふん便性大腸菌群数, 油膜の有無, CODおよび透明度各項目の全てがそれぞれの区分に該当する場合水質AAから水質Cまでの区分とする。

## 3. 騒音・振動関係基準

## 【騒音・振動に係る環境基準および要請限度】

## (1) 道路に面する地域以外の地域の騒音に係る環境基準

地域の類型	時間の区分		該当地域
	昼間(6時～22時)	夜間(22時～翌6時)	
AA	50 デシベル 以下	40 デシベル 以下	療養施設, 社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域
A	55 デシベル 以下	45 デシベル 以下	専ら住居の用に供される地域
B	55 デシベル 以下	45 デシベル 以下	主として住居の用に供される地域
C	60 デシベル 以下	50 デシベル 以下	相当数の住居と併せて商業, 工業等の用に供される地域

## (2) 道路に面する地域の騒音に係る環境基準

地域の区分	時間の区分	
	昼間(6時～22時)	夜間(22時～翌6時)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル 以下	55 デシベル 以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域およびC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル 以下	60 デシベル 以下

注) 函館市における該当地域

AA地域: 指定なし

A地域: 1 種低層住専, 2 種低層住専, 1 種中高層住専, 2 種中高層住専地域

B地域: 1 種住居, 2 種住居, 準住居地域

C地域: 近隣商業, 商業, 準工業, 工業地域

## (3) 幹線交通を担う道路に近接する空間についての特例

基準値	
昼間	夜間
70デシベル 以下	65デシベル 以下

注) 測定場所が幹線交通を担っており, 測定が道路端から0～20m帯による状況把握である場合, 「幹線道路を担う道路に近接した空間」の状況把握となり, 本特例が適用される。

## (4) 屋内指針

個別の住居等において, 騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは, 屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下, 夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。

## (5) 道路交通騒音における要請限度

区域の区分	時間の区分		摘要
	昼間(6時～22時)	夜間(22時～翌6時)	
a区域およびb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル	[a区域] 専ら住居の用に供される区域
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル	[b区域] 主として住居の用に供される区域
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域およびc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル	[c区域] 相当数の住居と併せて商業, 工業の用に供される区域

## (6) 道路交通振動における要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間 (8～19時)	夜間 (19～8時)
第1種区域 (第1種及び第2種低層住専, 第1種及び第2種中高層住専, 第1種及び第2種住居, 準住居)	65デシベル	60デシベル
第2種区域 (近隣商業, 商業, 準工業, 工業)	70デシベル	65デシベル

## (7)航空機騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値 (Lden)	該当地域
I	57 デシベル以下	第1種低層住居専用地域, 第2種低層住居専用地域, 第1種中高層住居専用地域, 第2種中高層住居専用地域
II	62 デシベル以下	I以外の地域(工業専用地域, 空港敷地などを除く)

## [騒音・振動に係る規制基準]

## (1)特定工場等に係る規制基準

## ①騒音

区域の区分	時間の区分		
	昼間 (8～19時)	朝(6～8時) 夕(19～22時)	夜間 (22～6時)
第1種区域(第1種及び第2種低層住専)	45 デシベル	40 デシベル	40 デシベル
第2種区域(第1種及び第2種中高層住専,第1種及び第2種住居,準住居)	55 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第3種区域(近隣商業,商業,準工業)	65 デシベル	55 デシベル	50 デシベル
第4種区域(工業)	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル

## ②振動

区域の区分	時間の区分	
	昼間(8～19時)	夜間(19～8時)
第1種区域 (第1種及び第2種低層住専,第1種及び第2種中高層住専,第1種及び第2種住居,準住居)	60 デシベル	55 デシベル
第2種区域(近隣商業,商業,準工業,工業)	65 デシベル	60 デシベル

注) 区域内の学校, 保育所, 病院, 図書館, 特別養護老人ホーム, 幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50m以内においては, それぞれ5デシベルを減じた値を適用する。

## (2)特定建設作業に係る規制基準

## ①騒音

規制区分	区域区分	
	1号区域	2号区域
敷地の境界線での許容限度	85 デシベル	
作業のできない時間	午後7時から翌日の午前7時	午後10時から翌日の午前6時
一日の作業時間	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと
作業期間	連続して6日を超えないこと	
作業日	日曜日, その他の休日でないこと	

注)1. 規制を受ける作業の種類:

- ①くい打機, くい抜機またはくい打・くい抜機を使用する作業(圧入式およびアースオーガー併用工法を除く)
- ②びょう打機を使用する作業
- ③さく岩機を使用する作業
- ④空気圧縮機を使用する作業
- ⑤コンクリートまたはアスファルトプラントを設けて行う作業
- ⑥バックホウを使用する作業
- ⑦トラクターショベルを使用する作業
- ⑧ブルドーザーを使用する作業

2. 区域の区分:

- 1号区域…(1)特定工場等に係る規制基準①騒音の, 第1種区域および第2種区域の全域, または第3種区域および第4種区域内の学校, 保育所, 病院, 図書館, 特別養護老人ホーム, 幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80メートルの区域  
2号区域…第3種区域および第4種区域内で, 1号区域以外の区域

## ②振動

規制区分	区域区分	
	1号区域	2号区域
敷地の境界線での許容限度	75 デシベル	
作業のできない時間	午後7時から翌日の午前7時	午後10時から翌日の午前6時
一日の作業時間	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと
作業期間	連続して6日を超えないこと	
作業日	日曜日、その他の休日でないこと	

注1. 規制を受ける作業の種類:

- ①くい打機、くい抜機またはくい打・くい抜機を使用する作業(圧入式工法を除く)
- ②綱球を使用しての工作物の破壊の作業
- ③舗装版破砕機を使用する作業
- ④プレーカーを使用する作業

2. 区域の区分

- 1号区域…(1)特定工場等に係る規制基準②振動の、第1種区域、または第2種区域内の学校、保育所、病院、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80メートルの区域  
2号区域…第2種区域内で、1号区域以外の区域

## (3)拡声放送に係る規制基準

## ①拡声放送を行ってはならない区域

拡声放送の種類	拡声放送を行ってはならない区域
移動式拡声放送	次に掲げる施設の敷地の周囲 50メートル以内の区域 (1)学校教育法第1条に規定する学校 (2)自動福祉法第39条第1項に規定する保育所 (3)医療法第1条の5第1項に規定する病院および同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの (4)図書館法第2条第1項に規定する図書館 (5)老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム (6)就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園
定置式拡声放送	1 移動式拡声放送の拡声放送を行ってはならない区域 2 騒音規制法第3条第1項の規定により市長が指定した地域のうち次に掲げる区域 (1)第1種区域(第1種及び第2種低層住専) (2)第2種区域(第1種及び第2種中高層住専、第1種及び第2種住居、準住居)

## ②拡声放送の規制基準

区域の区分	基準値	摘要
第1種区域(第1種及び第2種低層住専)	50デシベル	1 午後7時(第3種区域においては午後10時)から翌日の午前8時までは使用できない。 2 魚介類の販売(専らいかを販売するものに限る。)の目的で移動式拡声放送を行う場合は前項の「午前8時」は「午前5時」とする。
第2種区域 (第1種及び第2種中高層住専、第1種及び第2種住居、準住居)	60デシベル	
第3種区域(近隣商業、商業、準工業)	70デシベル	
第4種区域(工業)	70デシベル	

注)基準値は、拡声機直下から15mの地点(15m以内に人の居住する建築物がある場合は、その敷地境界)における最大値



## 4. 土壌関係基準

## [土壌の汚染に係る環境基準]

項目	環境上の条件	項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 未満	クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下
全シアン	検液中に検出されないこと	1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下
有機りん	検液中に検出されないこと	1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下	シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下	1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下
ひ素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満	1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下	トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下
アルキル水銀	検液中に検出されないこと	テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下
PCB	検液中に検出されないこと	1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1kg につき 125mg 未満	チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下	シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下	チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下
		ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下
		セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下
		ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下
		ほう素	検液 1L につき 1mg 以下
		1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下

- 注) 1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては平成 3 年環告第 46 号「土壌の汚染に係る環境基準について」の付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
2. カドミウム、鉛、六価クロム、ひ素、総水銀、セレン、ふっ素およびほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg および 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg および 3mg とする。
3. 「検液中に検出されないこと」とは、告示別表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量下限を下回ることをいう。
4. 有機りんとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジモン及び EPN をいう。

## [土壌汚染対策法に基づく指定基準]

特定有害物質	指定基準		第 2 溶出量基準
	土壌溶出量基準	土壌含有量基準	
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下	/	検液 1L につき 0.02mg 以下
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下		検液 1L につき 0.02mg 以下
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下		検液 1L につき 0.04mg 以下
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下		検液 1L につき 1mg 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下		検液 1L につき 0.4mg 以下
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下		検液 1L につき 0.02mg 以下
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下		検液 1L につき 0.2mg 以下
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下		検液 1L につき 0.1mg 以下
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下		検液 1L につき 3mg 以下
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下		検液 1L につき 0.06mg 以下
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下		検液 1L につき 0.3mg 以下
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下		検液 1L につき 0.1mg 以下
カドミウム及びその化合物	検液 1L につき 0.01mg 以下		土壌 1kg につき 150mg 以下
六価クロム化合物	検液 1L につき 0.05mg 以下	土壌 1kg につき 250mg 以下	検液 1L につき 1.5mg 以下
シアン化合物	検液中に検出されないこと	遊離シアンとして土壌 1kg につき 50mg 以下	検液 1L につき 1mg 以下
水銀及びその化合物 うちアルキル水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下 検液中に検出されないこと	土壌 1kg につき 15mg 以下	検液 1L につき 0.005mg 以下 検液中に検出されないこと
セレン及びその化合物	検液 1L につき 0.01mg 以下	土壌 1kg につき 150mg 以下	検液 1L につき 0.3mg 以下
鉛及びその化合物	検液 1L につき 0.01mg 以下	土壌 1kg につき 150mg 以下	検液 1L につき 0.3mg 以下
ひ素及びその化合物	検液 1L につき 0.01mg 以下	土壌 1kg につき 150mg 以下	検液 1L につき 0.3mg 以下
ふっ素及びその化合物	検液 1L につき 0.8mg 以下	土壌 1kg につき 4,000mg 以下	検液 1L につき 24mg 以下
ほう素及びその化合物	検液 1L につき 1mg 以下	土壌 1kg につき 4,000mg 以下	検液 1L につき 30mg 以下
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下	/	検液 1L につき 0.03mg 以下
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下		検液 1L につき 0.06mg 以下
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下		検液 1L につき 0.2mg 以下
PCB	検液中に検出されないこと		検液 1L につき 0.003mg 以下
有機りん化合物	検液中に検出されないこと		検液 1L につき 1mg 以下

- 注) 1. 指定基準は、都道府県知事等が「指定区域」を指定する際の基準。
2. 土壌溶出量基準は、地下水等の摂取によるリスクに係る基準。
3. 土壌含有量基準は、直接摂取によるリスクに係る基準。
4. 第 2 溶出量基準は、汚染土壌の除去等の措置に係る基準。

## 5. 函館市内の公園、緑地等

ここでは、第3章7(1)公園・緑地の状況で取り上げている都市公園のうち、総合公園（一部を除く。）、広域公園、一部の緑地、歴史公園を紹介しています。

都市公園等		概 要
総合公園	函館公園	1879(明治12)年に開園した近代日本の代表的な都市公園の一つ。2006(平成18)年に「登録記念物(※1)」となり、「日本の歴史公園100選」や「北の造園遺産」に選定されている。当時のイギリス領事ユースデンの「病人にも病院が必要なように健康な人にも休養する場所が必要」との言葉に賛同した多くの市民から資金や労力の提供が相次ぐなど、市民参加で造築された全国でも類のない公園である。園内は造成当時の原型がよく留められ、約400本が開花する桜の名所となっている。秋の紅葉も美しい。北海道記念保護樹木に指定された黒松(高田屋の松)や北海道では希少な孟宗竹の竹林もある。
	見晴公園 (国指定名勝「旧岩船氏庭園(香雪園)」)	見晴公園内の香雪園は、函館市の素封家岩船峯次郎が、1898(明治31)年頃から造成した本格的「風景式庭園」で、岩船家別荘として使われていたが、商売繁盛の恩返しに公衆トイレや芝生広場をつくり、1927(昭和2)年から市民に無料開放した。1955(昭和30)年に市と岩船家との間で無償賃借契約が締結され、隣接するゴルフ場を含め「見晴公園」として都市計画決定された。1959(昭和34)年に市が土地を買収した後、数次の都市計画変更を経て函館市最大の総合公園となった。園内には、茶室風の園亭、溪流や煉瓦造の温室などからなる庭園空間が広がっている。2001(平成13)年に文化財保護法に基づく「名勝(※2)」の指定を受け、「旧岩船氏庭園(香雪園)」の名称で北海道唯一の国指定文化財庭園となった。「日本の歴史公園100選」、「北の造園遺産」にも選定されており、園内にはソメイヨシノをはじめとしたサクラが点在し、カエデを中心に約150種類の庭木のほか、ヒトリシズカやチゴユリ、ユキザサなど多くの花々も植えられている。秋の紅葉も見事である。
	市民の森	1989(平成元)年に開園。一周2.3kmの園路があり、ジョギングや歩くスキーが楽しめるほか、「ピクニックの丘」、「見晴しの丘」、「ミズバショウと木の道」など自然を満喫できる空間が形成されている。また、道内最大規模のアジサイ園があり、約1万3千株のアジサイが咲き誇る様子は素晴らしい。
	白石公園	1999(平成11)年にオープンした、旧函館市域の東部、白石町の小高い丘に位置するオートキャンプ場とパークゴルフ場からなる公園。
広域公園	北海道立道南四季の杜公園	道南初の道立公園。2003(平成15)年に一部、2005(平成17)年に全面オープン。公園は花の丘、野原の丘など4つのゾーンに分かれており、北海道ではここだけと言うくらいのヒースの花壇が美しい。ハナイカダ、オオバナノエンレイソウなどの花々やカツラ、マユミ、ミズナラなどの樹木、アカゲラ、オオルリ、ヤマガラなどの野鳥、ユキウサギなどの小動物に出会える。
	函館山緑地	函館山は、明治末期から1945(昭和20)年まで半世紀にわたり、要塞として市民の立ち入りが禁止されたことから、良好な自然が保たれ、約600種の植物と150種の野鳥が分布・生息する自然の宝庫となっており、歴史的な背景により保全された函館山は、「函館山と砲台跡」の名称で北海道遺産に選定されている。市民の憩いの場、レクリエーションの場として広く親しまれているほか、山頂からの美しい眺望が主要な観光資源ともなっている。また、北の造園遺産、森林浴の森百選にも選定されている。
緑地	湯川黒松林	金森倉庫の創業者・初代渡辺熊四郎が私財を投じて1889(明治22)年から造林した北海道最初の防風防砂林。湯の川温泉街の中に900本余の黒松が生え、敷地内にはベンチもあって、黒松の間をゆつくりと散策することができる。夏にはハマナスの花も目を楽しませてくれる。
	五稜郭公園 (国指定特別史跡「五稜郭跡」)	1864(元治元)年に竣工した我が国最初の西洋式城塞。竣工当初には奉行所が置かれ、蝦夷地における政治の中心地であったが、戊辰戦争最後の戦いとなる箱館戦争の舞台となった。奉行所は1871(明治4)年に解体されたが、2010(平成22)年に復元された。1914(大正3)年に「五稜郭公園」として一般開放。1952(昭和27)年に国の「特別史跡(※3)」の指定を受け、以後国民的遺産として保護・保存の措置が図られてきた。約1,600本の桜の名所ともなっている。また、二の橋を渡った先にある藤棚が、春には見事な薄紫色の花のトンネルとなる。水をたたえた堀の周辺をジョギングや散策する人も多く、市民の憩いの場となっている。北海道遺産、日本の歴史公園100選に選定されている。
歴史公園		

※1 登録記念物：文化財保護法に基づき、我が国にとって芸術上また観賞上価値の高いもの等を記念物とし、その価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるもののうち、文部科学大臣によって文化財登録原簿に登録されたもの。2020(令和2)年4月1日現在、117件が登録されている。

※2 名勝、史跡：文化財保護法に基づき、文部科学大臣が、記念物のうち重要なものを史跡、名勝、天然記念物に指定。2020(令和2)年4月1日現在、「名勝」は422件、「史跡」は1,847件が指定されている。

※3 特別史跡：文化財保護法に基づき、文部科学大臣が、史跡、名勝、天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝、特別天然記念物に指定。「特別史跡」は2020(令和2)年4月1日現在、63件が指定されている。

## 6. 用語解説

### (1) 地球環境関係

#### SDGs

2015(平成27)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030(令和12)年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成されています。

#### 温室効果ガス

地球から放出されるエネルギーを吸収・反射する性質があり、濃度が高くなると大気中や地表にとどまる熱が多くなることから地表の温度が上昇する効果を持つ気体をいいます。主なものに二酸化炭素やメタン、フロンなどがあります。

#### 酸性雨

二酸化硫黄、窒素酸化物等の大気汚染物質は、大気中で硫酸、硝酸等に変化し再び地上に戻ってきます。それには、雲を作っている水滴に溶け込んで雨や雪などの形で沈着する湿性沈着と、ガスや粒子の形で沈着する乾性沈着の2種類があります。当初はもっぱら酸性の強い(pHの低い)雨のことにのみ関心が寄せられていましたが、現在ではより幅広く、湿性沈着および乾性沈着を併せたものとしてとらえられています。

#### フロン

フッ素を含むハロゲン化炭化水素の総称で、クロロフルオロカーボンの略。フロンは半導体などの洗浄、自動車のクーラー、冷蔵庫の冷媒、スプレーの噴射剤、ウレタンフォームの発泡剤などに幅広く用いられてきましたが、太陽の紫外線によって分解され、オゾン層を破壊することから、特定のフロン(フロン11、フロン12、フロン113、フロン114、フロン115)の生産は1995(平成7)年12月をもって全廃されました。

#### レッドリスト

絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト。国際的には国際自然保護連合(IUCN)が作成しており、国内では、環境省のほか、地方公共団体やNGOなどが作成しています。

### (2) 大気関係

#### 環境基準

環境基本法に基づき定められている公害対策を進めるための行政上の目標値のことをいいます。

大気汚染については、人の健康を保護する目的で定められています。

#### 排出基準

大気汚染防止法などで規制を受ける工場などが守らなければならないばい煙(燃焼などにより発生する煙)についての基準のことです。

#### ppm(ピーピーエム)

100万分率のことで、パーセント(%:百分率)やパーミル(‰:千分率)と同様、割合を示す単位です。

1ppmとは、1m<sup>3</sup>(1,000L)の中に汚染物質などが1cm<sup>3</sup>(1cc)含まれている状態をいいます。

#### 2%除外値, 98%値

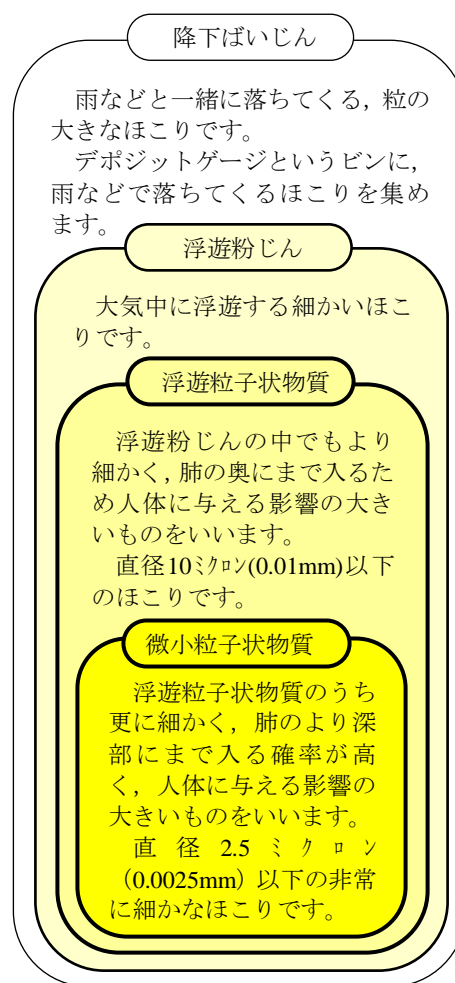
大気汚染に関する環境基準の長期的評価に用います。

1年分の1日平均値を順に並べ、高い方から2%の範囲にあるものを除いたときの最高値を2%除外値、低い方から98%に相当するものを98%値といます。

二酸化硫黄、浮遊粒子状物質は2%除外値、二酸化窒素は98%値で評価します。

#### 微小粒子状物質(PM2.5)、浮遊粒子状物質、浮遊粉じん、降下ばいじん

大気中を浮遊するほこりは、粒径の違いなどにより次のように分けられます。



環境基準は、このうちの微小粒子状物質(PM2.5)と浮遊粒子状物質の濃度で定められています。

#### Nm<sup>3</sup>(ノルマル立方メートル), m<sup>3</sup><sub>N</sub>(立方メートルノルマル)

気体は温度や圧力によって体積が大きく変化するため、基準となる一定条件下の体積で示す必要があります。どちらも、0℃、1気圧の状態に換算した気体の体積のことです。

**函館市ANSINメール**

市民が安心・安全に生活するための情報や、緊急の市政情報などを電子メールによる配信するサービスです。

利用するためには、必要な情報カテゴリの登録が必要となります。

μg(マイクログラム), ng(ナノグラム), pg(ピコグラム)  
重量を表す単位のこと、1 μgが $10^{-6}$ g, 1ngが $10^{-9}$ g, 1pgが $10^{-12}$ gです。

**TEQ(毒性等価換算濃度)**

ダイオキシン類の量をダイオキシン類の中で最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの量に換算したものです。

**都市・生活型公害**

主に私たちの日常生活にともなって発生する生活環境の悪化のことで、自動車からの排出ガスによる大気汚染や生活排水による水質汚濁、近隣騒音などがあげられます。

**低公害車**

一般には大気汚染物質の排出量や騒音が少ない自動車のことを指し、電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車などがあります。

**エコドライブ**

省エネルギー、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転技術をいいます。

主な内容は、アイドリングストップを励行し、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキを控えること、適正なタイヤ空気圧の点検などがあげられます。

**(3) 水質関係****公共用水域**

河川、湖沼、海域などの水域やこれらに接続している水路など公共性を持つ水域のことをいいます。

**環境基準**

環境基本法に基づき定められている公害対策を進めるための行政上の目標値のことをいいます。

水質汚濁については、人の健康の保護に関する項目と生活環境の保全に関する項目があります。

**pH(水素イオン濃度指数)**

酸性、アルカリ性の度合いを示す指数。  
7.0 が中性で、これより値が小さいと酸性、大きいとアルカリ性となります。

**BOD(生物化学的酸素要求量)**

水質の有機的な汚れの程度を表わす指標の一つで、水中の有機物は好気性微生物の作用を受けて徐々に酸化、分解され安定化していきます。この過程で消費される酸素量をBOD値といい、環境基準では、河川の汚濁指標として採用されており、この値が大きいほど汚濁が著しいこととなります。

**COD(化学的酸素要求量)**

水質の有機的な汚れの程度を表わす指標の一つで、水中の有機物等を酸化剤によって化学的に酸化する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもので、環境基準では海や湖沼の汚濁の指標として採用されており、この値が大きいほど汚濁が著しいこととなります。

**DO(溶存酸素量)**

水中に溶けている酸素の量をいいます。水が汚れていると、有機物が分解される際、水中の酸素が消費されるためDOは低くなります。

**SS(浮遊物質)**

水中に懸濁している不溶性物質の量をいいます。この値が大きいほど水は濁っており、川などの自浄作用を阻害するなどの悪影響が出ます。

**大腸菌群数**

ヒトおよび動物の腸内に存在する大腸菌および類似の細菌群の数のことをいい、大腸菌群数試験によりヒトのし尿や動物のふん尿などによる汚染の有無およびその程度を知ることができます。

**類型**

生活環境の保全に関する環境基準のランクのことで、その水域の利水状況などを勘案して都道府県知事が指定します。

河川はAAからEまでの6ランク、湖沼はAAからCまでの4ランク、海域はA, B, Cの3ランクがあります。

**75%値**

BOD, CODについての環境基準の評価に用います。1年間の日間平均値(x個)を順に並べ、小さい方から(x×0.75)番目の値をいい、この値が環境基準値以下であれば環境基準を達成したこととなります。

**規制基準**

水質汚濁防止法などで規制を受ける工場などが守らなければならない排水基準のことです。環境基準と同じく、人の健康の保護に関する項目(有害物質:すべての工場等に適用)と生活環境の保全に関する項目(日平均排水量 50 m<sup>3</sup>/日以上)の工場等に適用)があります。

また、全国一律の排水基準と、都道府県知事が水域を限って条例で定める、より厳しい上乗せ排水基準があります。

**(4) 騒音・振動・悪臭関係****時間帯**

環境基準などでの時間の区分のことをいい、昼(6～22時)、夜(22時～翌6時)、2区分があります。

**環境基準**

環境基本法に基づき定められている公害対策を進めるための行政上の目標値のことをいいます。

騒音については、良好な生活環境を保全する目的で定められていますが、振動や悪臭については定められていません。

**要請限度**

自動車からの騒音や振動がこの基準を超え、周辺の生活環境が著しくそなわれていると判断される場合には、公安委員会や道路管理者に対して交通規制や道路の改善などを求めることができます。

**デシベル(dB)**

音や振動などのエネルギーの強さを表す単位です。

**航空機騒音**

航空機の運行にともなう騒音のことで、時間帯補正等価騒音レベル(Lden)で評価します。

**規制基準**

騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法などで規制を受ける工場などが守らなければならない基準のことで、

また、函館市公害防止条例では拡声機に対しても音量や使用時間についての基準が定められています。

**特定建設作業**

建設作業の中でも、大きな騒音・振動が発生するくい打工事などが該当します。このほか、さく岩機などを使用する作業、空気圧縮機を使用する作業などがあります。

**等価騒音レベル(LAeq)**

変動する騒音レベルのエネルギー的平均値で、国際的に広く採用されているものであり、1999(平成 11)年 4 月にそれまでの中央値での評価に代わり、環境基準の新評価手法として採用されています。

**自動車騒音の面的評価**

幹線道路に面した地域において、騒音の環境基準をどの程度満足しているかを示す、道路交通騒音の評価方法です。国道・道道および 4 車線以上の市道などの幹線道路に面する地域での騒音を道路端から 50m の範囲にある全ての住居などを対象に、実測値や推計により騒音レベルの状況を把握し、環境基準に適合している戸数の割合で評価します。

**(5) 土壌関係****環境基準**

環境基本法に基づき定められている公害対策を進めるための行政上の目標値をいいます。

地下水への溶出の観点や、人の健康項目を対象に基準が定められています。

**指定基準**

土壌汚染対策法に基づき、特定有害物質に汚染されているかどうかの判断になる基準で、溶出量基準、含有量基準および第2溶出量基準の3つの基準があります。

**溶出量基準**

指定基準のひとつ。土壌中の有害物質が地下水に溶けだし、地下水を飲用することで有害物質を取り込むことを防止する観点から定められた基準。

**含有量基準**

指定基準のひとつ。有害物質を含む土壌を直接摂取するのを防止する観点から、土壌中に含まれる重金属について定めた基準。

**(6) 自然・快適環境関係****ビオトープ**

Bio(生物)と Tope(場所)の合成語で、「生物の生息空間」を意味します。生物が生存できるような環境を構成する水、大気、土などと動植物や微生物などの生態系を維持している一定の場所という意味としてつかわれます。

**生態系に配慮した川づくり**

荒廃溪流における生態系の回復、魚類の良好な生息環境を維持・創出するための産卵場の造成、魚道の整備など、生態系に配慮した川の整備のことで、環境省・国土交通省を中心に推進されています。

**低低水路**

生態系に配慮するため、川床部を通常より掘り込んで小さな水路を設置し、渇水時においても常時の流速や水位を確保するため設けるものです。

**緩傾斜護岸**

護岸勾配を緩くすることで、容易に河川の水際に降りていき、水と親しめるように配慮した護岸のことで、

**水循環**

「降水→土壌水→地下水→地表水(湖沼・河川)→海洋」という循環系をいいます。

**水源かん養林**

森林が持つ洪水緩和作用、渇水緩和作用の二つの機能を維持するために、山地の水源地帯に保存あるいは造林された森林のことをいいます。

**鳥獣保護区**

野生鳥獣の保護・増殖を図るために狩猟を禁止する区域のことをいいます。

**都市景観形成地域**

函館らしい歴史と文化を表現し、形づくっている景観を有する地域や計画的に都市景観の形成を図っていく必要のある地域など、函館市都市景観条例に基づき指定される地域です。

**都市公園**

「都市公園法」などに基づき計画的に整備が進められている公園であり、良好な都市環境を形成し、公害を緩和し、災害時の避難地避難路として機能するとともに、スポーツ、文化など増大する多様な需要に応えるために不可欠なオープンスペースとして位置付けられます。

## (7) 廃棄物・エネルギー関係

### 資源循環型社会

廃棄より再使用・再生利用を第一に考え、新たな資源の投入を出来るだけ抑えると同時に、自然生態系に戻す排出物の量を最小限とし、環境をかく乱しないようにする社会のことをいいます。

### 中間処理

最終処分(埋立処分)または資源利用する前の段階で行う廃棄物の粉碎や脱水などの処理のことをいいます。

### 野焼き

資材置場、個人住宅、建設作業現場、農地、木工工場などでゴミ焼きをすること。ダイオキシン類の発生要因となるだけでなく、悪臭苦情の原因にもなっています。

### コンポスト

堆肥のこと。堆肥は元来農家で動植物原料から作る有機肥料であるが、最近では、廃棄物の資源化と農地の地力回復の観点から都市ごみ、特に生ごみを利用する方式が注目されています。

### 自然エネルギー

太陽エネルギー、地熱、風力、潮力など自然現象から得られる非枯渇性のエネルギーで、再生可能エネルギーとも言います。化石燃料や核エネルギーと異なり、廃棄物による環境汚染の心配のないクリーンなエネルギーとされていますが、供給が安定しない側面があります。

### 未利用エネルギー

ごみ焼却施設やビル・工場の排熱、下水熱などのリサイクルエネルギー、河川水・海水・地下水などの温度差エネルギーなど、今まで利用されていなかったエネルギーを総称したものです。

### コージェネレーションシステム

発電と同時に発生した排熱も利用して、給湯・暖房などを行うエネルギー供給システム。最近ではオフィスビルや病院、ホテル、スポーツ施設などで導入されつつあります。

## (8) 環境保全意識など

### 環境モニター制度

環境に関する各種アンケート調査への協力や意見や要望、取り組み事例などの報告を受け、これらを施策に反映するための制度です。

### 環境マネジメントシステム

事業者が環境保全の取り組みを進めるために、自主的に設定した方針や目標達成に向けて整備した、工場や事業場内の体制、手続きなどをいいます。

ISO14001の認証取得などが代表的な事例としてあげられます。

### 環境ネットワーク

各種環境情報の共有化や環境活動における連携をさし、パートナーシップの考え方に基づく地域環境活動の推進を図る目的でつくりあげるものです。

### エコマーク商品

環境保全に役立つものとして認定を受けた商品に付けられているマークで、財団法人日本環境協会が平成元(1989)年から実施している事業です。古紙再利用の紙製品や、廃木材再生品、フロンガスを使わないスプレーなどが対象となっています。

### グリーン購入

エコマーク商品など環境に与える負荷ができるだけ小さい製品を優先的に購入することで、国では「国等による環境物品等の調達に関する法律(グリーン購入法)」を制定し、国の機関や地方自治体などでのグリーン購入の推進を図っています。

## 7. 関係条例

### (1) 函館市環境基本条例 (平成11年9月29日条例第38号)

#### 目次

- 前文
- 第1章 総則(第1条～第6条)
- 第2章 環境の保全および創造に関する基本的施策(第7条～第31条)
- 第3章 地球環境保全の推進のための施策(第32条・第33条)
- 第4章 環境審議会(第34条～第41条)
- 附則

函館市は、北海道の南端部に位置し、温暖な気候、豊かな自然、さわやかな空気、おいしい水に恵まれ、我が国最初の国際貿易港として開港して以来、外国の文明を積極的に取り入れることにより国際性豊かな歴史と文化をはぐくみ、異国情緒あふれるまちへと成長し、交通の要衝として、また、高度な都市機能を持つ南北北海道の政治、経済および文化の中心地として発展を続けてきた。

しかし、経済的發展や都市化の進展は、私たちの生活を便利にした反面、資源やエネルギーの大量消費により身近な環境にさまざまな影響を及ぼし、更には人類の生存基盤である地球全体の環境をも脅かすまでに至っている。

私たちは、健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を享受する権利を有するとともに、身近な自然環境や生活環境、更にはかけがえのない地球環境を保全し、良好な状態で将来の世代に引き継ぐ責務を負っている。

今、21世紀を迎えるに当たり、私たちは、資源の循環的な利用等により、環境に負荷を与えている社会経済活動や生活様式を見直すとともに、人間もまた自然の生態系を構成する一員であるという自覚の下に、人間と自然との共生関係の回復を目指し、地域はもとより世界の人々と協力して環境の保全に努めなければならない。

このような考え方に立ち、函館市に集うすべての人々が、環境への負荷の少ない社会の実現に向け、自ら参加し、行動することで、良好な環境を保全し、ならびに快適な環境を維持し、および創造するとともに、かけがえのない地球環境の保全に貢献していくため、この条例を制定する。

#### 第1章 総則

##### (目的)

**第1条** この条例は、良好な環境の保全ならびに快適な環境の維持および創造(以下「環境の保全および創造」という。)について、基本理念を定め、ならびに市民、事業者および市の責務を明らかにするとともに、環境の保全および創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全および創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在および将来の市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的とする。

##### (定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化またはオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体またはその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態または水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)および悪臭によって、人の健康または生活環境(人の生活に密接な関係のある財産ならびに人の生活に密接な関係のある動植物およびその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

##### (基本理念)

**第3条** 環境の保全および創造は、市民が健康で文化的な生活を営

む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ引き継いでいくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全および創造は、本市に集うすべての人々が自らの活動と環境とのかかわりを認識し、環境に十分配慮することにより、環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる社会を構築することを目的として行われなければならない。

3 環境の保全および創造は、市民、事業者および市がそれぞれの責務を自覚し、自主的かつ積極的に取り組むとともに、相互に協力し、連携することにより推進されなければならない。

4 地球環境保全は、市民、事業者および市が自らの課題としてとらえ、それぞれの事業活動および日常生活において積極的に推進されなければならない。

##### (市民の責務)

**第4条** 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全および創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全および創造に関する施策に協力する責務を有する。

##### (事業者の責務)

**第5条** 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる廃棄物等の適正な処理その他の公害を防止し、または自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工または販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工または販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用されまたは廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全および創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全および創造に関する施策に協力する責務を有する。

##### (市の責務)

**第6条** 市は、環境の保全および創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、および実施する責務を有する。

2 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定および実施に当たっては、環境の保全および創造について配慮しなければならない。

## 第2章 環境の保全および創造に関する基本的施策

### (施策の策定等に係る基本方針)

**第7条** 環境の保全および創造に関する施策の策定および実施は、第3条に定める環境の保全および創造についての基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 人の健康が保護され、および生活環境が保全されるよう、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、緑地、水辺等における多様な自然環境が保全されること。
- (3) 自然との豊かな触合いを確保するとともに、地域の個性を生かした都市景観の形成および歴史的文化的遺産の保全に努め、潤いと安らぎのある快適な環境を創造すること。
- (4) 地球環境保全に資する環境への負荷の少ない循環型社会を構築するため、資源の循環的な利用、廃棄物の減量およびエネルギーの有効利用を積極的に推進すること。

### (環境基本計画)

**第8条** 市長は、環境の保全および創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、函館市環境基本計画(以下「環境基本計



- 画」という。)を定めなければならない。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 環境の保全および創造に関する目標
  - (2) 環境の保全および創造に関する施策の方向
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全および創造に関する重要事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民および事業者の意見を反映することができるように必要な措置を講じなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ函館市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。  
(環境白書)
- 第9条** 市長は、毎年、市民に環境の状況、環境への負荷の状況および環境基本計画に基づき実施された施策の状況を明らかにするため、函館市環境白書を作成し、公表するものとする。  
(環境影響評価の措置)
- 第10条** 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測または評価を行い、その結果に基づき、環境の保全について適正な配慮をすることができるように必要な措置を講ずるものとする。  
(規制等の措置)
- 第11条** 市は、公害の原因となる行為および自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、指導、助言その他の必要な措置を講ずるように努めなければならない。  
(経済的措置)
- 第12条** 市は、市民および事業者が環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全に資する措置をとることを助長するため必要があるときは、適正な助成その他の措置を講ずるように努めるものとする。
- 2 市は、環境への負荷の低減を図るため、特に必要があるときは、市民または事業者に適正かつ公平な経済的な負担を求める措置を講ずるものとする。  
(環境の保全および創造に関する施設の整備等)
- 第13条** 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備を図るため、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備および健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。  
(資源の循環的な利用等の促進)
- 第14条** 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民および事業者による資源の循環的な利用、廃棄物の減量およびエネルギーの有効利用が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設および維持管理その他の事業の実施に当たって、資源の循環的な利用、廃棄物の減量およびエネルギーの有効利用に努めるものとする。  
(海域、河川等の水質の保全等)
- 第15条** 市は、良好な水環境を保全するため、海域、河川等の水質の保全、親水性の高い水辺空間の創造、海岸線の維持その他の必要な措置を講ずるものとする。  
(森林および緑地の保全等)
- 第16条** 市は、人と自然とが共生できる基盤としての緑豊かな環境を確保するため、森林および緑地の保全、緑化の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。  
(野生生物の生育環境の保全等)
- 第17条** 市は、野生生物の多様性を損なうことのないよう適正に保護するため、その生息環境の保全その他の必要な措置を講ずるものとする。  
(夜景等の保全等)
- 第18条** 市は、自然と調和した魅力ある都市景観の形成を図るため、夜景および歴史的文化的遺産の保全ならびに地域の特性に配慮した良好な町並みの形成その他の必要な措置を講ずるものとする。  
(美観の維持)
- 第19条** 市は、美観の維持およびその意識の高揚を図るため、ごみの散乱の防止その他の必要な措置を講ずるものとする。  
(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)
- 第20条** 市は、環境への負荷の低減に資する製品等の積極的な利用に努めるとともに、市民および事業者による当該製品等の利用が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。  
(環境の保全および創造に関する教育および学習の推進)
- 第21条** 市は、市民および事業者が環境の保全および創造についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全および創造に関する活動を行う意欲が増進されるように、環境の保全および創造に関する教育および学習を推進するものとする。
- 2 前項の場合において、市は、特に児童および生徒の環境の保全および創造に関する教育および学習を積極的に推進するため、必要な措置を講ずるものとする。  
(市民等の意見の反映等)
- 第22条** 市は、環境の保全および創造に関する施策に、市民、事業者およびこれらの者の組織する民間の団体(以下この条および次条において「民間団体」という。)の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、その施策の推進に当たっては、市民、事業者および民間団体の参加の機会の確保に努めるものとする。  
(市民等の自発的な活動の促進)
- 第23条** 市は、市民、事業者または民間団体による環境の保全および創造に関する自発的な活動が促進されるように必要な支援の措置を講ずるものとする。  
(事業者の環境管理に関する取組の促進)
- 第24条** 市は、事業者がその事業活動に伴う環境への負荷を低減するよう自主的な管理を行うことを促進するため、必要な支援の措置を講ずるものとする。  
(情報の提供)
- 第25条** 市は、第21条の規定による環境の保全および創造に関する教育および学習の推進ならびに第23条の規定による環境の保全および創造に関する自発的な活動の促進に資するため、環境の保全および創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。  
(調査および研究の実施)
- 第26条** 市は、環境の保全および創造に資するため、必要な調査および研究の実施に努めるものとする。  
(監視等の体制の整備)
- 第27条** 市は、環境の状況を的確に把握するため、必要な監視、測定、試験および検査の体制の整備に努めるものとする。  
(事業者との協定)
- 第28条** 市長は、事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るため特に必要があるときは、事業者との間で環境への負荷の低減に関する協定を締結するものとする。  
(国および他の地方公共団体との協力)
- 第29条** 市は、市の区域外に及ぶ環境への負荷の低減に努めるとともに、環境の保全および創造のために広域的な取組を必要とする施策については、国および他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。  
(施策の推進体制の整備)
- 第30条** 市は、各機関が緊密に連携して、環境の保全および創造に関する施策の調整を図るとともに、施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。  
(財政上の措置)
- 第31条** 市は、環境の保全および創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。
- 第3章 地球環境保全の推進のための施策**  
(地球の温暖化の防止等に関する施策の推進)
- 第32条** 市は、地球環境保全に資するため、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等に関する施策を積極的に推進するものとする。  
(地球環境保全に関する国際協力の推進)
- 第33条** 市は、地球環境保全に資するため、国、他の地方公共団体その他の関係機関等と連携し、環境の保全に関する技術、情報等の提供により、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。
- 第4章 環境審議会**  
(設置)
- 第34条** 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基



づき、函館市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

**第35条** 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全および創造に関する基本的事項

2 審議会は、前項に規定する事項に関し市長に意見を述べることができる。

（組織および委員等）

**第36条** 審議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) その他市長が必要と認める者

3 審議会に、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

4 特別委員は、学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 職能の故をもって委嘱された委員が、その職を退いたときは、委員を解嘱されたものとする。

7 委員は、再任されることができる。

8 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、特別委員を解嘱されたものとする。

（会長および副会長）

**第37条** 審議会に会長および副会長各1人を置く。

2 会長および副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

**第38条** 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。

3 審議会の会議は、委員および議事に関係のある特別委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員および特別委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席）

**第39条** 会長は、必要があると認めるときは、審議会の会議に関係者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

（庶務）

**第40条** 審議会の庶務は、環境部において処理する。

（補則）

**第41条** この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4章[中略]の規定は、平成11年12月1日から施行する。

[以下略]

## （2）函館市公害防止条例（昭和47年11月1日条例第18号、最終改正：平成30年3月12日条例第28号）

目次

第1章 総則（第1条～第6条）

第2章 公害の防止に関する規制

第1節 ばい煙発生施設に関する規制（第7条～第17条）

第2節 拡声放送に関する規制（第18条～第20条）

第3節 夜間における騒音の防止（第21条・第22条）

第3章 雑則（第23条～第26条）

第4章 罰則（第27条～第31条）

附則

### 第1章 総則

（目的）

**第1条** この条例は、函館市環境基本条例（平成11年函館市条例第38号）第3条に定める基本理念にのっとり、市民の健康を保護し、および良好な生活環境を保全するため、公害の発生の防止について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

**第2条** この条例において「公害」とは、函館市環境基本条例第2条第3号に規定する公害をいう。

2 この条例において「ばい煙」とは、次の各号に掲げる物質をいう。

- (1) 燃料その他の物の燃焼に伴い発生するいおう酸化物
- (2) 燃料その他の物の燃焼または熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん

(3) 物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く。）に伴い発生する物質のうち、カドミウムその他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質（第1号に掲げるものを除く。）であつて規則で定めるもの

3 この条例において「ばい煙発生施設」とは、工場または事業場（以下「工場等」という。）に設置される施設でばい煙を発生し、および排出するもののうち、その施設から排出されるばい煙が大気の汚染の原因となるもので規則で定めるものをいう。

（事業者の責務）

**第3条** 事業者は、その事業活動に伴つて生ずる公害を防止するため、自己の責任において必要な措置を講ずるとともに、市その他の行政機関が実施する公害の防止に関する施策に協力する責務を有する。

（市の責務）

**第4条** 市は、市民の健康を保護し、および生活環境を保全する使

命を達成するため、本市の自然的、社会的条件に応じた公害の防止に関する施策を策定し、およびこれを実施する責務を有する。

（市民の協力）

**第5条** 市民は、市その他の行政機関が実施する公害の防止に関する施策に協力するとともに、みずからも公害を発生させることのないようにする等、公害の防止に寄与するように努めなければならない。

（公害苦情等の処理）

**第6条** 市長は、公害に関する苦情等があつたときは、その実情を調査し、迅速かつ適切に処理するように努めなければならない。

### 第2章 公害の防止に関する規制

#### 第1節 ばい煙発生施設に関する規制

（規制基準の設定）

**第7条** ばい煙発生施設を設置する工場等の設置者が遵守すべき基準（以下「規制基準」という。）は、ばい煙発生施設を設置する工場等から排出するばい煙の量に関する許容限度について、規則で定める。

2 市長は、前項の規制基準を定め、変更し、または廃止しようとするときは、函館市環境審議会の意見を聴かななければならない。ただし、函館市環境審議会が意見を聴くことを要しないと認めたものについては、この限りでない。

（ばい煙の排出の制限）

**第8条** ばい煙発生施設を設置する工場等から、ばい煙を排出する者は、ばい煙に係る規制基準に適合しないばい煙を排出してはならない。

2 前項の規定は、一の施設がばい煙発生施設となつた際、現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）については、当該施設がばい煙発生施設となつた日から1年間は適用しない。

（ばい煙発生施設の届出）

**第9条** 工場等にばい煙発生施設を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 工場等の名称および所在地
- (3) ばい煙発生施設の種類
- (4) ばい煙発生施設の構造および使用の方法

- (5) ばい煙の処理の方法  
 (6) その他規則で定める事項  
 (ばい煙発生施設の届出に係る経過措置)
- 第10条** 一の施設がばい煙発生施設となつた際、現に工場等にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)は、当該施設がばい煙発生施設となつた日から30日以内に、規則で定めるところにより、前条各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。
- (ばい煙発生施設の構造等の変更の届出)
- 第11条** 前2条の規定による届出をした者は、その届出に係る第9条第3号から第6号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
- (計画変更命令等)
- 第12条** 市長は、第9条または前条の規定による届出があつた場合において、その届出に係るばい煙発生施設に係るばい煙の量が、当該ばい煙発生施設に係る規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から30日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係るばい煙発生施設の構造もしくは使用の方法もしくはばい煙の処理の方法に関する計画の変更(前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)または第9条の規定による届出に係るばい煙発生施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。
- (実施の制限)
- 第13条** 第9条または第11条の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から30日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係るばい煙発生施設を設置し、またはその届出に係るばい煙発生施設の構造および使用の方法もしくはばい煙の処理の方法を変更してはならない。
- 2 市長は、第9条または第11条の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。
- (氏名の変更等の届出)
- 第14条** 第9条または第10条の規定による届出をした者は、その届出に係る第9条第1号もしくは第2号に掲げる事項に変更があつたとき、またはその届出に係るばい煙発生施設の使用を廃止したときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
- (承継)
- 第15条** 第9条または第10条の規定による届出をした者からその届出に係るばい煙発生施設を譲り受け、または借り受けた者は、当該ばい煙発生施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。
- 2 第9条または第10条の規定による届出をした者について相続、合併または分割(その届出に係るばい煙発生施設を承継させるものに限る。)があつたときは、相続人、合併後存続する法人もしくは合併により設立した法人または分割により当該ばい煙発生施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。
- 3 前2項の規定により第9条または第10条の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継のあつた日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。
- (改善命令等)
- 第16条** 市長は、ばい煙発生施設を設置している者がばい煙に係る規制基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがある場合において、その継続的な排出により人の健康または生活環境が損なわれると認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該ばい煙発生施設の構造もしくは使用の方法もしくはばい煙の処理の方法の改善を命じ、または当該ばい煙発生施設の使用の一時停止を命ずることができる。
- 2 第8条第2項の規定は、前項の規定による命令について準用する。
- (事故時の措置)
- 第17条** ばい煙発生施設を設置している者は、ばい煙発生施設について故障、破損その他の事故が発生し、ばい煙が大気中に多量に排出されたときは、直ちに、その事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するように努めなければならない。
- 2 前項の場合においては、同項に規定する者は、速やかに、その事故の状況および講じた措置の概要を市長に届け出なければならない。
- 3 市長は、第1項に規定する事故が発生した場合において、当該事故に係る工場等の周辺の区域における人の健康もしくは生活

環境が損なわれ、または損なわれるおそれがあると認めるときは、当該工場等の設置者に対し、その事故の拡大または再発の防止のため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

## 第2節 拡声放送に関する規制

### (拡声放送の制限)

- 第18条** 何人も、拡声機を使用する放送(以下「拡声放送」という。)を行うに当たっては、静穏な生活環境を害することのないように努めるものとする。
- 2 何人も、病院または学校の周辺の地域その他の騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域であつて規則で定める区域においては、商業宣伝を目的として拡声放送を行つてはならない。
- 3 何人も、航空機(航空法(昭和27年法律第231号)第2条第1項に規定する航空機をいう。)から機外に向けて拡声放送を行つてはならない。
- 4 前3項に規定するもののほか、何人も拡声放送については、使用の時間および場所ならびに音量等について規則で定める事項を遵守しなければならない。
- (停止命令等)
- 第19条** 市長は、前条第2項から第4項までの規定に違反する行為をしている者があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、当該違反行為の停止、騒音防止の方法の改善を命ずることができる。
- (適用除外)
- 第20条** 第18条第3項および第4項の規定は、公共または祭礼の目的で拡声放送を行う場合その他の規則で定める場合には、適用しない。

## 第3節 夜間における騒音の防止

### (夜間の静穏保持)

- 第21条** 何人も、静穏な生活環境を維持するため、夜間(午後10時から翌日の午前6時までの時間をいう。)においては、特に必要以上の騒音を発生させないように努めるものとする。
- 2 飲食店営業その他の夜間にわたる営業を営む者は、夜間においては、当該営業を営む場所において、音響機器音、楽器音等による騒音を発生させることにより附近の静穏を害する行為をし、またはさせてはならない。
- (措置の勧告)
- 第22条** 市長は、前条第2項の規定に違反する行為により住民の生活環境が損なわれると認めるときは、当該違反行為をしている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、当該違反行為の停止その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

## 第3章 雑則

### (立入検査等)

- 第23条** 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に工場その他の場所に立ち入り、施設その他の物件を検査させ、または関係人に対する指示を行なわせることができる。
- 2 前項の規定による立入検査をする場合には、当該職員はその身分を示す証明書を携帯し、これを提示しなければならない。
- (報告の徴収)
- 第24条** 市長は、この条例の施行に必要な限度において、工場等の設置者に対し、公害の防止に関する状況その他必要な事項について報告を求めることができる。
- (この条例の予想しない公害等に対する特別措置)
- 第25条** 市長は、この条例の予想しない物質、作用等の原因によつて生じた公害もしくは事業活動その他の人の活動に伴つて生じた相当範囲にわたる環境上の障害により、人の健康もしくは生活環境に著しい影響を及ぼし、または及ぼすおそれがある場合において特別の措置を講ずる必要があると認めるときは、その事態を発生させた者に対し、その事態を除去するために必要な措置を求めることができる。
- (規則への委任)
- 第26条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第4章 罰則

- 第27条** 第12条または第16条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。

**第 28 条** 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役または 30 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 8 条第 1 項の規定に違反した者
- (2) 第 17 条第 3 項の規定による命令に違反した者
- 2 過失により、前項第 1 号の罪を犯した者は、3 月以下の禁錮または 20 万円以下の罰金に処する。

**第 29 条** 次の各号のいずれかに該当する者は、10 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 9 条、第 10 条または第 11 条の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした者
- (2) 第 13 条第 1 項の規定に違反した者
- (3) 第 23 条第 1 項の規定による検査を拒み、妨げ、または忌避した者
- (4) 第 24 条の規定による報告をせず、または虚偽の報告をした者

### (3) 函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例

目次

- 第 1 章 総 則 (第 1 条～第 6 条)
- 第 2 章 一般廃棄物 (第 7 条～第 13 条)
- 第 3 章 産業廃棄物 (第 14 条～第 16 条)
- 第 4 章 雑 則 (第 17 条～第 20 条)
- 附 則

#### 第 1 章 総 則

(目的)

**第 1 条** この条例は、市、市民および事業者が協力して市の区域内における廃棄物の排出を抑制し、再生利用を推進するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて生活環境を清潔にすることにより、市民生活を営むうえでの良好な生活環境の保全および公衆衛生の向上を図り、ならびに資源が循環して利用される都市の形成に資することを目的とする。

(用語の意義)

**第 2 条** この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）の例による。

(市民の責務)

**第 3 条** 市民は、廃棄物を分別して排出するとともに、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分できる廃棄物を自ら処分することにより排出の抑制に努めなければならない。

2 市民は、使用する生活物資に関し、その購入等に当たっては廃棄物の排出の抑制について配慮し、および不用品の活用を図るとともに、再生品の使用等により廃棄物の再生利用の推進に努めなければならない。

3 市民は、廃棄物の減量および適正な処理に関し、市の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

**第 4 条** 事業者は、自らの責任において、その事業活動に伴って生じた廃棄物を分別し、適正に処理しなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合に適正な処理が困難となることがないように製品、容器等の開発を行うとともに、過大な包装を避け、容器等の回収を行うことにより廃棄物の減量に努めなければならない。

3 事業者は、事業所で日常使用する物資に関し、不用品の活用を図るとともに、再生品の使用等により廃棄物の再生利用の推進に努めなければならない。

4 事業者は、廃棄物の減量および適正な処理に関し、市の施策に協力しなければならない。

(市の責務)

**第 5 条** 市は、市の区域内における一般廃棄物の減量に関し市民および事業者の自主的な活動の促進を図り、および分別して収集を行う等一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業を能率的に運営するため、職員の資質の向上、処理施設の整備および作業方法の改善等に努めなければならない。

2 市は、廃棄物の排出を抑制し、およびその適正な処理を確保するため、これらに関する市民および事業者の意識の啓発を図

**第 30 条** 第 19 条の規定による命令に違反した者は、5 万円以下の罰金に処する。

**第 31 条** 法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関し、前 4 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対して各本条の罰金刑を科する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して 6 月をこえない範囲内において規則で定める日から施行する。

(昭和 48 年規則第 63 号で、昭和 48 年 4 月 1 日から施行)

[以下略]

(平成 4 年 12 月 17 日条例第 43 号、最終改正：平成 31 年 3 月 6 日条例第 9 号)

るよう努めるとともに、排出された廃棄物の再生利用等を推進するための施策を講ずるよう努めなければならない。

(清潔の保持)

**第 6 条** 土地または建物の占有者（占有者がいない場合にあっては、管理者とする。以下同じ。）は、市が行う一般廃棄物の処理に支障のないように、当該土地または建物の周囲の除雪を行う等整理に努めるとともに、当該土地または建物の清潔を常に保つよう努めなければならない。

2 土地の占有者は、当該土地が空地となっている場合には、草刈りを行う等常に適正な管理をするものとし、不法投棄を誘発し、または都市の美観を損なうことがないようにしなければならない。

3 道路、公園等公共の場所を利用する者は、当該公共の場所を汚さないようにしなければならない。

4 前項の公共の場所の管理者は、当該管理する場所の清潔を常に保つよう努めなければならない。

#### 第 2 章 一般廃棄物

(一般廃棄物処理計画の告示)

**第 7 条** 市長は、法第 6 条第 1 項の一般廃棄物処理計画を定めたときは、当該計画について基本的事項を告示する。

2 前項の計画に大きな変更があった場合は、そのつど告示する。(市が処理する一般廃棄物)

**第 8 条** 市の区域内の一般廃棄物は、市がこれを収集し、運搬し、および処分する。ただし、収集、運搬または処分に際し特別の取扱いを要する一般廃棄物で規則で定めるもの、処理することが適当でない一般廃棄物として市長が別に定めるものおよび事業活動に伴って生じた一般廃棄物については、この限りでない。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、特に市長が認めるものについては、市が収集し、運搬し、または処分することができる。

(市が処理する一般廃棄物の排出方法)

**第 8 条の 2** 市が収集し、運搬し、および処分する一般廃棄物は（資源ごみ（容器包装に係る分別回収及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号）第 2 条第 4 項に規定する容器包装廃棄物のうち市長が指定するものをいう。以下同じ。）を尿および浄化槽汚泥を除く。以下この条において同じ。）を排出しようとするときは、規則で定めるごみ袋を使用し、または規則で定めるごみ処理券をその排出しようとする一般廃棄物にはり付けなければならない。

(事業活動に伴って生じた多量の一般廃棄物)

**第 9 条** 法第 6 条の 2 第 5 項の規定により市長が減量に関する計画の作成、運搬すべき場所およびその運搬の方法等を指示することができる事業活動に伴って生じた多量の一般廃棄物は、規則で定める。

(ごみの集積設備等の改善指導)

**第 10 条** 土地または建物の占有者が設けるごみの集積設備および集積場所ならびに便槽の構造等については、市が行う一般廃棄物の処理に支障のないようにしなければならない。

2 市長は、前項のごみの集積設備および集積場所ならびに便槽の構造等について、市が行う一般廃棄物の処理に支障があると

- 認めるときは、その改善を指導することができる。
- 3 土地または建物の占有者は、前項の規定により指導を受けたときは、これに応ずるよう努めなければならない。  
(市民の遵守事項)
- 第11条** ごみ袋等ごみの容器または便槽には、有毒性または危険性を有するものその他市が行う一般廃棄物の処理に支障を及ぼすおそれのあるものを混入してはならない。  
(一般廃棄物処理手数料)
- 第12条** 第8条の規定により市が一般廃棄物の処理をする場合において、当該一般廃棄物の種類および処理が別表第1に掲げる一般廃棄物の種類および処理の区分に該当するときは、手数料を徴収する。
- 2 前項の手数料の額は、別表第1に掲げる一般廃棄物の種類および処理の区分に応じ、同表に掲げる金額に基づき算定した額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、一般の家庭生活に伴って生ずる一般廃棄物(浄化槽汚泥を除く。)を第8条第1項本文の規定により収集し、運搬し、および処分する場合の手数料の額は、同表に掲げる金額に基づき算定した額とする。
- 3 既納の第1項の手数料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。
- 4 第1項の手数料の徴収方法については、規則で定める。  
(手数料の減免)
- 第13条** 市長は、災害その他特別な事情があると認めるときは、前条第1項の手数料を減免することができる。
- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による被保護者であるとき。
- (2) 災害その他特別な事情があると認めるとき。
- 第3章 産業廃棄物**  
(市が処理する産業廃棄物の種類等)
- 第14条** 法第11条第2項の規定により、市(函館市戸井廃棄物最終処分場を除く。)が処理する産業廃棄物は、一般廃棄物とあわせて処理することができる固形状のもので、かつ、その量が一般廃棄物の処理に支障のない量のものとし、その種類については、必要のつと市長が指定する。  
(産業廃棄物の処理に係る使用料)
- 第15条** 前条の産業廃棄物を市が処理するときは、別表第2に掲げる処理の区分に応じ、使用料を徴収する。
- 2 前項の使用料の額は、別表第2に掲げる処理の区分に応じ、同表に掲げる金額に基づき算定した額に100分の110を乗じて得た額とする。
- 3 既納の第1項の使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。
- 4 第1項の使用料の徴収方法については、規則で定める。  
(産業廃棄物の処理に係る使用料の減免)
- 第16条** 市長は、災害その他特別な事情があると認めるときは、前条第1項の使用料を減免することができる。
- 第4章 雑則**  
(一般廃棄物処理業の許可等の手数料)
- 第17条** 次の各号に掲げる許可もしくは許可の更新、定期検査、認定もしくは認定の更新または認可の申請をする者は、それぞれ当該各号に定める額の手数料を、当該申請の際に納付しなければならない。
- (1) 法第7条第1項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可 15,200円
- (2) 法第7条第2項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可の更新 13,800円
- (3) 法第7条第6項の規定に基づく一般廃棄物処分業の許可 19,000円
- (4) 法第7条第7項の規定に基づく一般廃棄物処分業の許可の更新 17,800円
- (5) 法第7条の2第1項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可 13,400円
- (6) 法第7条の2第1項の規定に基づく一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可 17,400円
- (7) 法第8条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置の許可 次に掲げる施設の区分に応じ、次に掲げる額
- ア 法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設 130,000円
- イ アの一般廃棄物処理施設以外の一般廃棄物処理施設 110,000円
- (8) 法第8条の2の2第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の定期検査 31,000円
- (9) 法第9条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の変更の許可 次に掲げる施設の区分に応じ、次に掲げる額
- ア 法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設 120,000円
- イ アの一般廃棄物処理施設以外の一般廃棄物処理施設 100,000円
- (10) 法第9条の2の4第1項の規定に基づく熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る認定 28,000円
- (11) 法第9条の2の4第2項の規定に基づく熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る認定の更新 18,000円
- (12) 法第9条の5第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の譲受けまたは借受けの許可 68,000円
- (13) 法第9条の6第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の許可施設設置者である法人の合併または分割の認可 68,000円
- (14) 法第12条の7第1項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定 147,000円
- (15) 法第12条の7第7項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定に係る事項の変更の認定 134,000円
- (16) 法第14条第1項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可 81,000円
- (17) 法第14条第2項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可の更新 73,000円
- (18) 法第14条第6項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可 100,000円
- (19) 法第14条第7項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可の更新 94,000円
- (20) 法第14条の2第1項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可 71,000円
- (21) 法第14条の2第1項の規定に基づく産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可 92,000円
- (22) 法第14条の4第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可 81,000円
- (23) 法第14条の4第2項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の更新 74,000円
- (24) 法第14条の4第6項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可 100,000円
- (25) 法第14条の4第7項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可の更新 95,000円
- (26) 法第14条の5第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可 72,000円
- (27) 法第14条の5第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可 95,000円
- (28) 法第15条第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可 次に掲げる施設の区分に応じ、次に掲げる額
- ア 法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設 140,000円
- イ アの産業廃棄物処理施設以外の産業廃棄物処理施設 120,000円
- (29) 法第15条の2の2第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の定期検査 31,000円
- (30) 法第15条の2の6第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可 次に掲げる施設の区分に応じ、次に掲げる額
- ア 法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設 130,000円
- イ アの産業廃棄物処理施設以外の産業廃棄物処理施設 110,000円
- (31) 法第15条の3の3第1項の規定に基づく熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設に係る認定 28,000円
- (32) 法第15条の3の3第2項の規定に基づく熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設に係る認定の更新 18,000円

(33) 法第15条の4において準用する法第9条の5第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の譲受けまたは借受けの許可 68,000円

(34) 法第15条の4において準用する法第9条の6第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の許可施設設置者である法人の合併または分割の認可 68,000円

(調査)

第18条 土地または建物の占有者は、市長がこの条例に定める一般廃棄物処理手数料の徴収のため行う調査を拒み、または妨げてはならない。

(清掃指導員)

第19条 市長は、この条例の目的の達成に必要な事項について指導させるため、清掃指導員を置く。

(規則への委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

[以下略]

別表第1(第12条関係)  
一般廃棄物処理手数料

手数料の種類	一般廃棄物の種類および処理の区分	金額
ごみ処理手数料	一般の家庭の生活に伴って生ずる一般廃棄物(し尿および浄化槽汚泥を除く。以下この表において同じ。)を第8条第1項本文の規定により収集し、運搬し、および処分するとき。	(1) 燃やせるごみ (2) 燃やせないごみ ア 規則で定めるごみ袋1枚により排出されたもの (ア) 5リットル袋 10円 (イ) 10リットル袋 20円 (ウ) 20リットル袋 40円 (エ) 30リットル袋 60円 (オ) 40リットル袋 80円 イ 規則で定めるごみ処理券1枚をはり付けてひとまとめにして排出されたもの 80円
		(3) 規則で定める粗大ごみ(以下「粗大ごみ」という。) 規則で定めるごみ処理券1枚をはり付けて排出されたもの ア 30キログラム未満のもの 200円 イ 30キログラム以上50キログラム未満のもの 400円 ウ 50キログラム以上のも 600円
	事業活動に伴って生ずる一般廃棄物を第8条第2項の規定により収集し、運搬し、および処分するとき。	(1) 燃やせるごみ (2) 燃やせないごみ ア 規則で定めるごみ袋1枚により排出されたもの (ア) 20リットル袋 120円 (イ) 40リットル袋 240円 イ 規則で定めるごみ処理券1枚をはり付けてひとまとめにして排出されたもの 240円
	一般の家庭の生活に伴って生ずる一般廃棄物のうち、第8条第1項ただし書の規則で定めるものまたは市長が別に定めるものを同条第2項の規定により収集し、運搬し、および処分するとき。	(1) 燃やせるごみ (2) 燃やせないごみ ア 規則で定めるごみ袋1枚により排出されたもの (ア) 20リットル袋 80円 (イ) 40リットル袋 160円 イ 規則で定めるごみ処理券1枚をはり付けてひとまとめにして排出されたもの 160円 (3) 粗大ごみ 規則で定めるごみ処理券1枚をはり付けて排出されたもの ア 30キログラム未満のもの 400円 イ 30キログラム以上50キログラム未満のもの 800円 ウ 50キログラム以上のも 1,200円
し尿処理手数料	一般の家庭から排出するし尿を収集し、運搬し、および処分するとき。	(1) 下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第8号に規定する処理区域のうち市長が指定する区域または函館市支所設置条例(昭和31年函館市条例第30号)別表に定める函館市戸井支所、函館市恵山支所、函館市榎法華支所もしくは函館市南茅部支所の所管区域の一般の家庭から排出するし尿 ア 200リットル以下の場合 600円 イ 200リットルを超える場合 100リットルまでごとに300円
	一般の家庭以外から排出するし尿を収集し、運搬し、および処分するとき。	(2) 前号に掲げる区域以外の区域の一般の家庭から排出するし尿 1月につき当該家庭に属する者の数に300円を乗じて得た額。ただし、し尿の収集、運搬および処分の回数が1月につき1回を超えるときは、当該超える回数1回につき1,020円を加算する。 (1) 1月当たりの排出量が3,000リットル以下の場合 200リットルまでごとに1,500円 (2) 1月当たりの排出量が3,000リットルを超え5,000リットル以下の場合 200リットルまでごとに2,000円 (3) 1月当たりの排出量が5,000リットルを超える場合 200リットルまでごとに2,200円
浄化槽汚泥処分手数料	事業用建物に係る浄化槽汚泥であって市長が指定するし尿処理場に搬入されたものを処分するとき。	20リットルまでごとに90円
	事業用建物に係る浄化槽汚泥以外の浄化槽汚泥であって市長が指定するし尿処理場に搬入されたものを処分するとき。	20リットルまでごとに40円
焼却処分手数料	事業活動に伴って生ずる一般廃棄物であって市長が指定する焼却工場に搬入されたものを処分するとき。	10キログラムまでごとに94円
	一般の家庭の生活に伴って生ずる一般廃棄物であって市長が指定する焼却工場に搬入されたものを処分するとき。	10キログラムまでごとに24円
埋立処分手数料	事業活動に伴って生ずる一般廃棄物であって市長が指定する埋立処分場に搬入されたものを処分するとき。	10キログラムまでごとに94円
	一般の家庭の生活に伴って生ずる一般廃棄物であって市長が指定する埋立処分場に搬入されたものを処分するとき。	10キログラムまでごとに24円
し尿処分手数料	一般の家庭以外から排出するし尿であって市長が指定するし尿処理場に搬入されたものを処分するとき。	200リットルまでごとに630円

備考 「燃やせるごみ」とは、可燃性の一般廃棄物のうち市長が指定するものをいい、「燃やせないごみ」とは、一般廃棄物のうち燃やせるごみ、粗大ごみおよび資源ごみ以外のものをいう。

別表第2（第15条関係）  
産業廃棄物の処理に係る使用料

使用料の種類	処理の区分	金額
焼却工場使用料	市長が指定する焼却工場に搬入された産業廃棄物を処分するとき。	次に掲げる額の合計額 (1) 10キログラムまでごとに141円として算定した額 (2) 10キログラムにつき10円として算定した額に1,100分の124を乗じて得た額
埋立処分場使用料	函館市七五郎沢廃棄物最終処分場、函館市恵山廃棄物最終処分場または函館市南茅部廃棄物最終処分場に搬入された産業廃棄物を処分するとき。 函館市戸井廃棄物最終処分場に搬入された産業廃棄物を処分するとき。	10キログラムまでごとに 163円 (1) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第58条の規定により交付を受けた自動車検査証に記載されている最大積載量(以下この表において「最大積載量」という。)が1,000キログラム以上2,000キログラム未満の自動車により搬入されたもの 1台につき 2,000円 (2) 最大積載量が2,000キログラム以上4,000キログラム未満の自動車により搬入されたもの 1台につき 4,000円 (3) 最大積載量が4,000キログラム以上の自動車により搬入されたもの 1台につき 8,000円 (4) 道路運送車両法に規定する道路運送車両(前3号に掲げるものを除く。)により搬入されたもの 1台につき 1,000円 (5) 前各号に掲げる方法以外の方法により搬入されたもの 1回につき 1,000円

※手数料や使用料は改正されている場合がありますのでご注意ください。

#### (4) 函館市ごみの散乱防止に関する条例（平成5年3月29日条例第10号，最終改正：平成30年6月8日条例第52号）

（目的）

**第1条** この条例は，市民，事業者，土地または建物の占有者および市等が一体となって，空き缶，空き瓶，たばこの吸い殻等のごみの散乱を防止することにより，美しく快適な生活環境の保全および良好な都市環境の形成を図ることを目的とする。

（市民等の責務）

**第2条** 市民等（市民および市内に滞在し，または市内を旅行等により通過する者をいう。以下同じ。）は，家庭外において自らごみを生じさせたときは，これを家庭に持ち帰り，または回収のための容器に収納するなどして，ごみを散乱させないようにしなければならない。

2 市民等は，自ら身近な地域および職場等における清掃活動等に参加するよう努めるとともに，市が実施するごみの散乱の防止のための施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

**第3条** 容器に収納した飲料を製造する事業者は，当該容器の散乱の防止について消費者の意識の啓発を図るとともに，その製品の製造に際し，再資源化が可能な容器を使用するように努めなければならない。

2 容器に収納した飲料を販売する事業者は，当該容器の散乱の防止および再資源化について消費者の意識の啓発を図るとともに，その販売する場所に規則で定める当該容器を回収するための容器を設置し，これを適正に管理しなければならない。

3 たばこを製造し，または販売する事業者は，たばこの吸い殻の散乱の防止について消費者の意識の啓発を図らなければならない。

4 観光業者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第2条第1項の旅行業，旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項の旅館・ホテル営業，旅客を運送する事業その他観光に関する事業を行う者をいう。）は，ごみの散乱の防止について観光客の意識の啓発を図らなければならない。

5 事業者は，ごみの散乱の防止について従業員の意識の啓発を図るとともに，市が実施するごみの散乱の防止のための施策に協力しなければならない。

（土地または建物の占有者の責務）

**第4条** 公衆の利用に供する土地または建物の占有者（占有者がいない場合にあつては，管理者とする。以下同じ。）は，当該土地または建物におけるごみの散乱の防止のため，その利用者の

意識の啓発を図るとともに，散乱したごみの清掃，ごみの収納容器の適正な配置等必要な措置を講じなければならない。

2 土地または建物の占有者は，市が実施するごみの散乱の防止のための施策に協力しなければならない。

（市の責務）

**第5条** 市は，第1条の目的を達成するための総合的な施策を策定し，これを実施するとともに，その実施について，市民等，事業者および土地または建物の占有者に対して必要な指導または援助をし，および関係機関等に対して協力の要請をするものとする。

2 前項の総合的な施策は，次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) ごみの散乱の防止のための意識の啓発および高揚に関する事項

(2) 空き缶，空き瓶等の再資源化の促進に関する事項

(3) ごみの散乱の防止または再資源化のための自主的な活動団体の育成およびその活動の支援に関する事項

(4) その他ごみの散乱の防止に関し必要と認める事項

（自動販売機による販売等の届出）

**第6条** 第3条第2項の事業者のうち容器に収納した飲料を自動販売機（規則で定める自動販売機を除く。以下同じ。）により販売する事業者は，その販売を開始した日から15日以内に当該自動販売機ごとに，次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(1) 氏名および住所（法人にあつては，その名称および代表者の氏名ならびに主たる事務所の所在地）

(2) 販売を開始した日

(3) 自動販売機の設置の場所

(4) 第3条第2項に規定する回収容器の設置の場所

(5) その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした者（以下「届出者」という。）は，次の各号の一に該当することとなった場合は，当該該当することとなった日から15日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 前項第1号に掲げる事項について変更があった場合

(2) 前項第3号または第4号に掲げる事項について変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をした場合

(3) 届出に係る自動販売機による容器に収納した飲料の販売

を廃止した場合

(承継)

**第7条** 届出者について相続、合併または分割(その届出に係る自動販売機による販売の事業を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人もしくは合併により設立した法人または分割により当該事業を承継した法人は、当該届出者の地位を承継する。

2 前項の規定により届出者の地位を承継したものは、その承継があった日から15日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(届出済証)

**第8条** 市長は、第6条第1項の規定による届出、同条第2項の規定による届出で同条第1項第1号の事項の変更に係るもの(氏名または法人の名称に係る届出に限る。)または前条第2項の規定による届出があったときは、その届出をした者に対し、届出済証を交付するものとする。

2 前項の届出済証の交付を受けた者は、当該届出に係る自動販売機の見やすい箇所にその届出済証を張り付けておかなければならない。

3 第1項の届出済証の交付を受けた者は、その届出済証を亡失し、またはき損したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

4 市長は、前項の規定による届出があったときは、届出をした者に対し、届出済証を再交付するものとする。この場合において、当該再交付に係る届出済証については、第2項の規定を準用する。

(立入調査)

**第9条** 市長は、ごみの散乱の状況、第3条第2項に規定する回収容器の設置およびその管理の状況、第6条もしくは第7条第

2項に規定する届出または第8条第2項に規定する届出済証の張付け状況を調査するため必要があると認めるときは、その職員に、当該土地または建物に立ち入り、調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導および勧告)

**第10条** 市長は、ごみの散乱を防止するため、市民等、事業者または土地もしくは建物の占有者に対し、第2条第1項に規定するごみの持帰りもしくは回収容器への収納等、第3条第2項に規定する回収容器の設置およびその適正な管理、第4条第1項に規定する散乱したごみの清掃、ごみの収納容器の適正な配置等必要な措置、第6条、第7条第2項もしくは第8条第3項に規定する届出または第8条第2項に規定する届出済証の張付け状況について、指導することができる。

2 市長は、前項の規定による指導を受けた者が正当な理由がなくこれに応じないときは、その者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(関係法令の活用)

**第11条** 市長は、ごみの散乱を防止するため、関係法令の積極的な活用を図るものとする。

(規則への委任)

**第12条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成5年5月30日から施行する。

[以下略]